

令和4年9月第20回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和4年9月6日第20回互理町議会定例会は、互理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 鈴木 邦彦 |
| 3 番 | 高野 進 | 4 番 | 結城 喜和 |
| 5 番 | 安藤 美重子 | 6 番 | 大槻 和弘 |
| 7 番 | 鈴木 秀一 | 8 番 | 小野 明子 |
| 9 番 | 佐藤 邦彦 | 10番 | 木村 満 |
| 12番 | 渡邊 健一 | 13番 | 澤井 俊一 |
| 14番 | 佐藤 正司 | 15番 | 鈴木 高行 |
| 16番 | 熊田 芳子 | 17番 | 鈴木 邦昭 |
| 18番 | 佐藤 實 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 11番 森 義洋

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	千 葉 文 彦
総 務 課 長	齋 義 弘	企 画 課 長	宍 戸 和 博
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	鈴 木 秀 昭	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 課 出 納 班 長	齋 藤 和 代	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 地 邦 博
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	齋 義 弘	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實議長） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、11番森 義洋議員から欠席の届出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 鈴木秀一議員、8番 小野明子議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實議長） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長より説明員変更の通知がありました。岡崎会計管理者兼会計課長に代わり、会計課出納班、齋藤班長が説明員として出席しますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實議長） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

10番、木村 満議員、登壇。

〔10番 木村 満 議員 登壇〕

10番（木村 満議員） それでは、10番、木村でございます。一般質問、始めさせていただきます。大綱3点挙げているのですけれども、通告に従いまして質問させていただきます。

大綱1番目としまして、運動施設の利用関係を電子化したらどうかということなのですけれども、運動施設の申請や利用料の納付をデジタル化することで、利用者の向上の利便性と省力化ができるのではないかと考えまして、2点質問させていただきます。

まず、初めに各種運動施設、こちらのほうの受付、これをインターネット、あとはアプリとかあると思うのですけれども、インターネットとかで実施してはどうかということなのですが、理由としては、例えば運動施設って多々あるのですけれども、テニスコートを使いたいというような方なんか、僕も声、聞こえてくるのですけれども、町外に働きに行っている方というのは、電話で仮予約はできるのですけれども、申込みになると直接行かないといけなくて、やはりちょっと利便性に欠けるなという声が出ているんですよ。

それから、荒浜の陸上競技場、あそこは結構土日になるとにぎわっているのですけれども、土日になってにぎわっているということは、スポーツ交流が盛んに行われていて、交流人口の増加にもつながっているんだと思うんですよ。ただ、それにしてもやはり町外の方が直接窓口に来て申し込むというのは、やはり利便性に欠けるのだらうなというふうに思ったんですね。

なので、この各種運動施設の受付というのをインターネットとかアプリとかでできたほうがいいのではないかなと思ひまして、この質問をいたしました。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 運動施設等をネットを使った予約ということでございますが、現在、各運動施設の受付に関しましては、基本的に議員がおっしゃるように、窓口での申請受付となっております。インターネット申請につきましては、国としても自治体におけるデジタル化の推進もあり、関係課を含め、現在、検討を進めておるところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま国の方向性もあるということで検討しているということなのですけれども、その検討されている内容の方向性としては、今後実施されていくというような方向性でよろしいのですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） こちらのネットでの施設の受付でございますが、実施する方向で進めております。ただし、やはりまだインターネット等でできない方、特にシルバー世代の方なんかもいらっしゃいますので、その辺との整合性等をよく鑑みながらやっていきたいなと思っております。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま実施していく方向で検討を始めるとか、していくということでしたので、続けての質問というのは、ちょっと次の質問にも関連いたしますので、ぜひ今町長、答弁していただいたとおり、インターネット等にまだ慣れていない方などにも配慮されながら、実施の方向で検討いただければと思っております。

次に、利用者の利用料、利用料の支払いについても電子化できないと、その申込み自体が電子化してもあまり意味がないのではないかと、2番目、質問しております。

利用料の支払いについても、インターネット上でQRコード決済、あとはクレジットカードで決済できないと、その利用者、管理者ともに省力化が図れないのではないかと、図っていききたいというような意味で出しているのですけれども、こちらについてもぜひ、申込みだけではなくて支払いまでこれで完結しないとあんまり意味ないのかなと思いますので、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） それに関しましては、過剰な予約を防止するということもありますので、キャンセルポリシーなど、これはよくホテルなんかでの予約なんかするとありますけれども、1回予約してしまえば、一番ひどいものではもう、ひどいといえますか、厳しいのでは、キャンセル料は戻しませんよと、キャンセル料、申し込んだ費用は全部ですと。あと、よくあるのが、二、三週間前からはキャンセル料が20%かかりますよとか、前日であれば50%もらいますよとか、そういうのがありま

すので、そういうのを課題を整理しながら、そうしませんと、過剰な予約とか、もう取っておけばいいというのでどんどん入ってきちゃうと、本当に使いたい方が取れませんので、そういうやつも含めながら、1点目の質問のインターネット申請と同様に、QRコード決済やクレジットカード決済を導入も併せて検討を進めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま併せて導入を検討されていくということで答弁をもらったのですけれども、ちょっと改めて、そこだけちょっとこう、注視してちょっと質問させていただくと、これは実施していくという方向でいいということによろしいですよ、町長。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 受付と支払いのセットの導入で進めていきたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ぜひこちらの実施の方向で進めていっていただきたいと思いきし、実施の方向で検討なされているということであれば、私のほうでちょっとこれ以上何か申し上げるというよりは、庁舎内でちょっと議論を深めていただいて、それでいい形で、町長がおっしゃるように、キャンセルポリシーなのか何か分かりませんが、本当に利用したい方が利用できて、そして今まで不便を感じていた方が利便性を感じられるような、そういった仕組みになるといいのかなというふうに思っております。

最後に、1点だけ伺いたいのですが、この2つは、その実施時期、こちらのほうは大体どのぐらいをお考えなのか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） これをネット上で全て予約、そして決済ができるというのは、できれば令和、来年度、5年度中にはできればいいなというふうに考えているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま令和4年でこの質問をさせていただいて、令和5年度中ということなので、スピード感を持って議論していただけるのかなというふう

に思いますので、この計画どおりに実施なされることを期待申し上げまして、大綱2番目に入らせていただきます。

町税の電子納付についてということで、町税の納付についてクレジットカードでの支払いを可能にしてはということなのですが、こちらは平成30年の9月に、私のほうから同様の質問をさせていただいております。そのときは、メリット・デメリットを考案しながら検討していくということだったのでありますが、実際、実情はもう住民税の特別徴収はe-Taxのほうで電子納付が可能になっております。電子納付ができない住民税というのは、個人事業主か普通徴収をされている方ということになっているので、やはりそちらの方も電子的に納付できるべきなのだろうというふうに思っただけの質問でございますし、利便性の向上にもなるのではないかなと思うんですね。

それで、今般、共通地方納税システム、こちらのほうの税目が拡大されます。この税目拡大に伴って、本町においてはこの個人住民税もその拡大の1つの中に入れて実施したらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 議員ご質問のクレジットカードでの町税の納付でございますが、クレジットカード納付の導入につきましては、国の指針や近隣市町の動向、システムの改修費用、収納代行者に支払う手数料等の新たに発生する負担についての費用対効果などを勘案しながら、質の高い住民サービスを効果的、効率的に提供することを念頭に慎重に検討してまいりました。

現在、地方公共団体が共同して運営する組織、地方税共同機構が管理運営し、法人関係税や町県民税、特別徴収の電子納税を行っている地方税共通納税システム、eLTAXで、令和5年4月より固定資産税、都市計画税、軽自動車税などの電子納付が追加され、納税者がサービス提供のために、原則24時間365日利用可能なウェブシステムとして運用される地方税お支払いサイトを利用し、来年度から納付書に印字されるQRコードを読み取ることで、クレジットカードの納付、スマホアプリ等における納付が可能となります。

また、さらに互理町におきましては、町県民税普通徴収、国民健康保険税につきましても同様に納付できるように準備を進めているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま同様に税目拡大に伴って、そのときに亶理町においては住民税の拡大も検討しているということですので、そちらのほうもぜひそのようになればなというふうなことを思っております。

その中で、この地方共通システムを利用したときに、今まではこのクレジットカードで納付すると、少し割り引かれて亶理町に納付され、納付というか、利用料を払うというような形になると思うのですけれども、この地方共通税システムを使った際というのは、このクレジットで納付した際、亶理町に対して割り引かれるとかということはあるのですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それに関しましては、税務課長よりお答えをさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） ただいまの質問なのですけれども、税目のほうが拡大されてクレジット納付が利用された場合におきましては、その税額のほうから割り引かれるということではなく、利用料につきましては自治体負担はございませんで、実際その納税者、利用された納税者が税抜きで1万円までは37円、以降、1万円ごとに75円ずつ加算された額を、税額とは別に利用料として負担することとなっております。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 個人の利用料が変わるということなのですけれども、今のお話を聞くと低額ですし、電子的に納付できるメリットのほうが大きいかなというふうに思います。

それから、自治体のほうでは割り引かれないで入ってくるっていうことは、未納のリスクも減るのではないかなというふうに思いますので、ぜひやはり前向きにやっていくシステムだなというふうに改めて思ったところです。

改めてもう一つだけ聞きますと、これ、自治体が共同で運営していくというふうになっているわけなのですけれども、そうすると恐らく負担金か何かが出てくるのだろうというふうに思うんですね。ただ、その負担金が今幾らかというのは恐らくまだ把握できないところはあるとは思うのですけれども、私はその負担金が幾らであれ、あまり高くなるということはないと思うのですけれども、負担金が出てき

たとしても、今議論させていただいた内容を勘案すると、やはりこのクレジット納付というものを電子化するということの利便性のほうが上回るのではないかなというふうに自分では認識しているのですけれども、町長のほうはどのように考えますか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 私も現に3年ぐらい前からでしょうかね、県民税であります自動車税、それは宮城県のほうでもこの制度を使っておりますので、私のほうでも利用者負担をしながら、二、三百円だったと思うのですが、もうクレジット払いで毎年自動車税を県のほうに納めているというような状況で、本当に今したいときにすぐ手元でスマホでできるような状況でございますので、これをすることによって、本当に働いている方とか、わざわざ金融機関であったり、コンビニやそういうところに行かなくてすぐ納税できますし、町の役場に来なくてもできますので、大変利便性は増えるものと思っております。

あと、先ほど言った負担金ですね、町の、それに関してはちょっと私のほうで分かりませんので、税務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） ただいま木村議員がおっしゃったように、負担金につきましてはこれからということでもまだ不透明でございますけれども、未定でございますが、今申し上げましたように、納税者にとりましての納税の利便性の向上に加えまして、町にとりましては、今回導入を予定しておりますクレジット納付等の各支払い、納付チャネルのほうを追加になった場合、その納付済みになった情報というのが、ただいま運用しております共通納税同様に、納付情報管理ファイルとか納付情報ファイルにということ町ヘデータとして連携されまして、資金の移動につきましても町指定の口座のほうに直接入金されてくるものですから、納付情報受理後、速やかに消し込み情報のほうを確認することが可能となりまして、町にとりましても事務の省力化及び事務負担の軽減が図られると考えております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 今のお話を聞きますと、利用者の方についてもメリットはあるし、町にとっても省力化につながるしということで、ぜひとも推し進めていただければと思います。

では、最後の大綱に入らせていただきます。新型コロナウイルスが猛威を振るい、経済にダメージが出ている。そこで、本町での開業率を向上させる施策が必要と考え、3点質問するという事柄なのですが、こちらは、お話ししなくてもいいとは思いますが、新型コロナウイルスによって経済が縮小してしまいましたね。それで、町内の経済にもそれは漏れなく当てはまっていることではあるのですが、日本再興戦略のほうで、開業率10%というのを目指すということで打ち出しています。これはコロナ前ですし、今はコロナ中なのでそれが達成できないのは当たり前なのですが、日本をよくしていこうという日本再興戦略の中では、開業率10%というのをうたっているんですね。

それで、開業率を高めるためのメリットというのは、これは私が当時一般質問で述べさせてもらっておりますので、そのメリットについてはちょっと省略させていただきます。それで、この開業率を上げるということを考えたときに、今ちょっとこう、経済は縮小ぎみだということなのですが、ただ、ただなのですが、私も含めて私の同業の中で、肌実感としては新しい事業の相談というのが増えてきていて、現に新設法人の相談というのも復活しつつあるのです。なので、この機を捉えて、本町における開業率というのを向上させるべきではないかと思った次第なんです。

そのためにどうしたらいいかなど考えたときに、本町におけるこの、空き店舗ではないですね、新店舗の活用補助金になるのですが、こちらを町内の方に対象だけではなくて町外の方も対象にして、ぜひ互理町で開業していただくという方を増やしてはどうかという質問なのですが、町外の方でも本町で起業する場合は対象にしてはということですね。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 先ほど議員のほうからちょっと質問の中でありましたけれども、令和3年度より空き店舗を活用した新規開業に対する補助に加えまして、新たに店舗を整備する場合や新しい店舗を賃借しての新規開業も補助の対象として支援する新店舗運営支援事業補助金を制定しまして、毎年2件程度の新規開業につながっているところでございます。

この新店舗運営事業補助金では、個人事業主の場合は町内に住所があること、法人の場合におきましては町内に事業所があることを交付の条件としております。こ

の条件があることで、新規開業のため町内へ転入し、人口増につながったケースも
ございます。

しかしながら、できるだけ多くの開業者支援と町内の商工業振興を図ることを目
的としておりますので、今後、町外在住の個人事業主につきましても、補助の対象
とすることを検討してまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 今後検討していくということなので、そちらもぜひ進めていただ
きたいと思います。

先ほど私、開業率という話をしたのですけれども、本町においては開業率の把握
って難しいと思っているというのは重々承知の上です。なぜならば、個人事業税自
体が町税ではないですし、町に届出をしませんので、開業が把握できないのでね、
開業率というのは把握できないというのは承知の上で質問しておりますので、ご了
承ください。

その中で、実施の方向で検討していくということなのですけれども、開業率とい
うものを捉えたときには、よく他の自治体のところとか見たりすると、例えば町内
の方と町外の方でちょっと支援の内容が変わったりするというケースって結構見る
のですけれども、やはりその開業率というものを目的に掲げるのであれば、どこに
住所があっても同じ支援というのは受けるべきだと思うんですよね。

なので、町内に住んでいる方も町外に住んでいる方も今同様またはそれ以上にな
ればいいなと思うのですけれども、同じような、一緒の施策で対応していただける
ように議論していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） できるだけ多くの開業者が、多くの開業支援をしていきたいと考
えておりますので、同じ保障内容で検討をしていきたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） こちらも同じ保障内容で考えていっていただけるということす
のでいい議論をして、ぜひ互理町の経済発展につながればなと思います。

2点目に入らせていただきます。社会起業家を育てるため、町の課題を解決しよ
うとする社会起業家向けのビジネスコンテストを実施してはということなのですが、
こちらは近年、社会起業家の活躍というのがすごくもう目覚ましくて、日本サ

ステイナブル投資フォーラム、こちらのほうの発表によると、2021年にインパクト投資が7,000億円を超えております。数字にするとあんまり市場規模、そんなに大きくないかなという感じがするのですけれども、前年対比すると4倍の伸びを見せているような形になっています。さらに言うとG S G、これが国内諮問委員会のほうが7月にインパクト企業のI P Oに関するコンセプトペーパー、要するに概要説明書みたいなものを出しているんですね。

そういった背景からしても、やはり社会起業家というのはこれからの経済にとって必要な方々なのだろうと思うのです。なので、そういった社会起業家を育成していくという姿勢を見せるためにも、ビジネスコンテストというのを開催してはどうかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 様々な自治体でも実施をされているところがありますが、このビジネスコンテストにつきましては、コンテストを通じて新たな起業家の発掘・育成や、新たな観光資源の発掘・創出、また地域の課題解決などを目的として実施をされているようでございます。

県内では仙台市が主催となり、観光戦略の一環としまして、交流人口や消費の拡大による地域経済の活性化を図ることを目的としたビジネスコンテストを開催しており、また近県では山形県鶴岡市の庄内産業振興センターが主催となり、鶴岡市の指定する地域課題を解決する新しいビジネスモデルや、地域の魅力を高めるアイデアを募集しており、両市とも、市に地域課題解決など寄与すると認められた事業やアイデアを審査・表彰しまして、事業の実現に向け市がサポートやアドバイス及びPRを行いながら、受賞者が事業実施主体となり事業を行っております。

本町におきましては、課題解決に向けた新たな取組としまして、民間提案制度を令和3年2月から導入しまして、町民サービスの向上、業務の効率化、財政負担の軽減や、町が保有する土地・施設等の資産の活用など、町に貢献する提案を活用し、新たな観光資源の発掘・創出や、地域課題の解決、豊かな町民生活を実現するための取組を推進しております。

今後につきましても、民間提案制度のさらなる拡充を図りながら、議員からご提案いただきましたビジネスコンテストなど、様々な手法の検討を重ね課題解決に向け取り組み、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） ただいま町長のほうから答弁ありまして、民間提案制度のほうでちょっとこう、検討していくというのもありじゃないかというようにちょっと聞かされたのですけれども、民間提案制度とちょっと今回僕が提案した内容というのは、少し方向性がずれるところもあるのですけれども、重なるところも結構あって、もし民間提案制度でやっていくということであれば、私はその民間提案制度でプロポーザルかかって、そのプロポーザルでプレゼンしますね。そのプレゼンを公表すべきだと思うんですね。

これは理由としては、結構メリット、いろいろ多分お考えはあるのだと思うのですけれども、メリットはかなりあって、これを、プレゼンを公表するということは、それを聞いている町民の皆さんに対してのいろんなきっかけづくりになりますね。町にとって顕在化している課題、それから潜在化している課題、これの掘り起こしも分かるし、それにどのようにアプローチしていく人がいるのか、または自分だったらどうアプローチするのかというようなきっかけづくりにもなるし、その聞いている人に対しての刺激というのはかなり大きいと思うのです。

また、これはプレゼンしているほうにもメリットがあって、例えば受託が決まりましたとなった場合に、受託が決まった後に皆さんに周知徹底していくわけなのですけれども、そうじゃなくて、プレゼンの時点で公開していると、ああ、あの人、こういうことを始めてくれるんだというのを口伝いにみんなが広めてくれますよ。この効果というのはもうロコミなんでね、絶大なる効果があるんじゃないかなと思いますし、もし、もしですよ、選考に漏れた方がいたとしても、ああ、ちょっとあの方とお話ししてみたいという町内の人が出てくるかもしれないし、町内企業同士のマッチングも進むかもしれないし、このプレゼン内容を公開すること自体のメリットというのは絶大だと思うのですけれども、いかがですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ただいま民間提案制度に際し実施されるプレゼンの様子を公開してはということですが、プレゼンの様子を、それを公開するといいますのは、周知の機会を因る上でも有効な手段と考えられることもありますが、プレゼンの結果が仮に不採用案件となった場合、提案企業への評価が低下し、民間提案制度を推進する上で著しく弊害が生じることも懸念されますので、現在のところ公開す

るというのは考えておりません。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 確かに町長がお話ししている部分というのも納得できる部分はありますので、ぜひ、これ以上どうのこうのという話はしないのですけれども、この民間提案制度もまだ始まったばかりの制度ですので、ぜひこう、よりよいものに議論を重ねながらしていただければなと思いますし、それが私の提案している、このビジネスコンテストに近いものになっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひ議論を重ねていただければなと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。競争力強化法に基づく創業支援計画の中に、これはワンストップの窓口の創出とあるのですが、現在どのように運営になっているかということなのですけれども、こちらは平成28年の1月に、本町はこの競争力強化法に基づく創業支援計画の認定を受けていますよね、28年の1月に受けているのです。その中にワンストップの窓口をつくる、あとは新店舗の補助金をつくるというのがあるのですけれども、今回はこの窓口のことを質問しているのですけれども、その総合窓口をつくるとって認定を受けているのですけれども、その実態がどうなっているのかなということで質問をしております。現在どのように対応しているのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 現在、創業希望者に対しまして、商工観光課の窓口におけます宮城県作成の中小企業施策活用ガイドブックや、町で作成をしました新規創業者向けに各種支援策をまとめた資料を用いて、亘理町中小企業振興資金や補助金等の内容を説明するとともに、新規創業に関する専門窓口を紹介するなど、必要な情報をワンストップで提供をさせていただいております。

また、町が認定する創業支援事業者であります亘理山元商工会では、新規創業者が作成したビジネスプラン書を基に経営指導員が創業相談を行い、課題解決のための支援をしております。

さらに、創業後もその業種に応じた専門家の派遣によりまして、販促物の提案、デザイン作成、商品開発等についても支援を行っているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） こちらは繰り返しになるのですけれども、令和3年から7年度に

かけてこの対応していくということで認定を受けているんですね。これはいつ頃からそのような対応を取られたのか、ちょっとお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） この創業支援事業計画について国の認定を受けた平成28年4月1日から、先ほど答弁したとおりの対応をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 28年の1月に認定を受けているのですけれども、認定を受けて令和3年から7月までの間にワンストップ窓口を設けるということが書いてあるのは、それはもう既にやっていたものを記載して、もうやっていますよということだったんですかね。ちょっと分からないのですけれども、実際そうすると、その窓口の対応をする前と今で何が変わったのですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それを担当します商工観光課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 具体的に何が変わったということなのですが、ワンストップ窓口を設置したことで、支援機関の窓口であったり、事業の担当部署、こういった紹介を一元的に行うことができおまして、相談者のワンストップサービスにつながっていると思います。

また、商工会と連携することで、相談から創業までより円滑に実施できるようになっていると思います。以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） その実施時期についてがちょっと分からないところはあるのですが、実際やられているということであれば、よりよくしていただく方向のほうがいいのかなと思うのですが、令和元年の8月に当時の産業建設常任委員会、私も属していたのですけれども、のほうで所管事務報告書を提出しております。

その中にちょっと触れているのですけれども、藤枝市というところが創業アドバイザーという方を任命して、その方が専任で本当にワンストップでやっているんですね。それをすることによって、商工会に行ってほしいとか、町の振興基金であ

れば町に来てほしいとか、そういうことがなくて、その人1人で全部完結するようになっていて、産学官金の切れ目ない支援をしていますということで報告させてもらっているところはあるんですね。

ちょっと町の規模が違うので、同じことまではできないとは思いますが、やはりその創業したいという人がホームページとかを見たときに、いろんなところを見るのではなくて、何かこう、一元的に情報が取れるようにしたりだとか、先ほど言った創業窓口も、もう少しこう、その人に聞いたら全てが終わるような一本化とか、そういった対応というのをしていくと、この概要書の認定を受けた計画になっていくんじゃないかなというように思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それに関しましても、商工観光課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 確かに今現在、ワンストップ窓口ということで設置をしているのですが、まだ周知不足というところもありますので、今後周知を強化していくということと、あとは商工会など関係する機関と連携を深めて、今後支援体制の充実というものを図っていきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實議長） 木村 満議員。

10番（木村 満議員） 先ほども申し上げましたけれども、開業率というのは把握しにくいとは思いますが、大体実感として、開業者が多いか少ないかぐらいは実感で分かるので、ぜひ開業者が増えていくように努めていただければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって木村 満議員の質問を終結いたします。

次に、9番、佐藤邦彦議員、登壇。

[9番 佐藤 邦彦 議員 登壇]

9番（佐藤邦彦議員） 9番、佐藤邦彦であります。私は大綱2つ、1つ目は、亘理町小中学校の再編・統廃合について、2つ目、林地・農地等の太陽光発電施設について質問を行います。

まず、大綱1問目です。亘理町小中学校の再編・統廃合について。

荒浜・吉田東部地区の小中学校は、亙理町震災復興計画に基づき、ふるさと再生に向け防災及び地域づくり拠点施設として復興を遂げました。令和4年5月27日付「亙理町立小・中学校の教育環境の整備に関する報告書」には、小中学校の再編・統廃合案が示されております。この報告書について次の質問を行います。

(1) 震災復興計画のまちづくりと地域コミュニティの中心である学校についてどのような議論がなされたのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの質問に関しましては、所管します教育長のほうより答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 震災復興計画では、被災した学校の早期復旧を図るとともに、学校を拠点とした災害に強い地域づくりをうたい、ここまで一定の成果を得ることができました。

しかしながら、本町における児童生徒数の減少は著しく、これに耐え得る教育環境の在り方を検討する必要がある、令和2年2月より亙理町立小中学校教育環境整備計画検討委員会を設置し、議論をお願いしてまいりました。

その議論の中では、地域にとって学校の存在は非常に大きく、地域のシンボルであり、防災拠点であるという意見、まちづくりを考えながら教育環境の整備を考えるべきなどのほかの意見も出されました。地域コミュニティの中心である学校という視点も念頭に置きながら、将来の亙理を担う子どもたちを育てるための持続可能な教育環境の在り方を第一に考え議論し、その結果を今回報告書としてまとめていただいたところでございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 今回の教育長がご答弁になられたことについては、私も理解はいたしております。私は、この小中の整備に関する報告書を精読した私の見地から、今回の議論の道筋についてお尋ねをしたいと考えたわけでございます。私は、この復興計画というのは、このような議論をする前に前提として議論を進めていかなければならないのではないかとこのように考えました。

なぜなら、東日本大震災の津波により、荒浜東部地区は壊滅したわけですが、壊滅。なくなったわけなのです。そのことから平成23年12月に復興計画を作成し、ふ

るさとの再生に向けた被災者の汗と涙と希望だったのであります。学校は地域再生の精神的な、今教育長がお話しになったとおり、精神的な支柱だったのであります。必要不可欠な拠点施設として計画され、そして荒小は平成25年3月、荒中は平成26年8月、長小は平成26年8月に開校いたしております。

荒浜・吉田東部地区の小中学校の再編・統合について、私は震災復興計画の検証・総括というのが必要不可欠なマターじゃないかと考えました。そうでないと、議論としての正当性にやはりこう、疑義というようなものを生じさせてしまいかねないというふうに考えたわけです。この件について教育長はどのように所見をお持ちですか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 先ほど答弁させていただきましたけれども、震災復興計画の中で、学校拠点として震災復興に係る部分について取り組んでいくということがうたわれ、ある一定の程度の成果を得ることができたとお話ししましたがけれども、そのとおりだろうなというふうに考えております。

ただ、その時期とは違った形で、児童生徒数の減少があまりにもちょっと進んでいるというところで、子どもたちの望ましい教育環境の在り方を考えたときに、やはり学校規模のところを今、現役世代の私たちが考えていかなきゃならないというようなところで、再編・統合に係る委員会を設置させていただいて、議論をさせていただいたというところはあるかと思えます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） この報告書について私は疑義を呈しているわけではございませんで、教育委員会の受け止め、見解、考え方をお尋ねしておるわけでございます。そこはくれぐれも間違えないようにお願いします。

そこで、この報告書の中にも当然震災復興計画並びに総合発展計画についてのまちづくり計画を説明して、意見を共有されたというふうなことが記載されておりました。ただ、私が何度も申しますように、議論の前提、道筋をどういうふうにお考えなのかというふうなことを資しているわけでございますが、どうして震災復興計画がこれだけ重いものなのかといいますと、1つの視点を変えれば、学校再建は被災者の生活再建へに対する大きな動機づけになっているんですよ、間違いなく。この復興計画があったためにふるさとに残り、再建を目指すというふうな多くの方々

がいたわけです。

だから、両輪として私は議論を進めるべきというふうな考えなのですが、この学校再編議論は当然行っておくべきだと思いますが、地域再生への取組、本場に大きな影響を与えかねないと思うんですよ、間違いなく。そのためにあそこに学校を造ったわけなのですから、だから丁寧な議論、コンセンサスが大変重要であります。この点についても再度ご認識をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 学校再編に係る部分については、どの市町村においても地域住民の理解というものをやはり第一に得る必要がございますので、きちんとその方針等、考え方等についても、これまでも地域の方、それから保護者、それからこれから学校に入る未就学の児童を持つ保護者を対象に調査もさせていただきました。その調査結果についても各地区で説明をさせていただきました。

今現在、教育委員会の中で教育委員が集まった会議、協議会といいますけれども、その中でその報告書を基に検討をしているところでございます。ある程度案という形ができましたら、再度地域のほうに出向いて、今のところは小学校区、いわゆる6校というふうに考えていますけれども、そこできちんと説明をして、また方向性を考えていきたいというふうに取り組んでおりますので、ご理解をいただければなと思っております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） それでは、この項目、最後なのですが、環境整備計画検討委員会の設置要綱がございます。この設置要綱については目的と所掌事務が記載されておりますけれども、第1条に、在り方について広く関係者の意見を聴取し調査・検討するというふうになっております。

また、第2条に、第3号にまちづくりと学校の連携の在り方に関することと、そして4号、その他教育環境の必要な事項とあります。これらの規定を報告書にどのように反映されているのかというふうなことでございますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 具体的な報告書をどこどこにということではなくて、検討委員会の中で資料として、まちづくりに係る資料も提示させていただきましたし、それから今議員のほうがおっしゃったその部分についても資料を提示させていただいて

検討を重ねて、重ねた結果の報告書という形でございますので、検討委員会の設置の目的に係る部分につきましては、十分検討委員会の中で検討させていただいたというところで認識をしているところであります。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） それでは、次の（２）のほうに進みたいと思います。

報告書は、学校再編の方向性として町立学校の再編を進めるとございます。荒浜・吉田中学校の統廃合とその時期を５年後の令和９年３月とした論拠をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 中学校の部活動において、生徒が好きな運動種目や文化活動を選択できる学校と選択できない学校があります。また、大集団のダイナミックな教育活動を享受できる生徒とできない生徒がおります。同じ町立中学校として不均衡な状態が続いており、早い段階でこれを是正する必要があると考えておりました。

一方、再編に係る各種課題の解決や解決の方向性を見いだすためにはある程度の時間が必要であり、そのため導き出したのが令和９年３月ということになります。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） アンケート調査の中に、どれくらいの期間後に再編すべきかというふうなアンケートの問いかけがございました。その中で一番多かったのが、５年ないし９年後の50.6%というふうな結果でございます。その結果と総合的にご判断なされたとは思うのですけれども、令和９年３月末日が最適であると判断いたしましたというふうなことで捉えれば、通常は政策の判断に当たりスケジュールなどを示し、合意形成の見込み、諸準備をシミュレーションを行い、計画されると私は考えるわけなのですが、計画と判断はアンケート資料を中心とした分析・考察によるものなのですか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 現在、その細かい部分について教育委員会のほうで検討を重ねてございまして、この教育環境整備計画検討委員会としては、その分については特に話し合う必要はないだろうなど。今後、細かい部分については教育委員会、行政側のほうできちんと判断をして考えていくというふうに捉えて、現在、検討を重ねているところであります。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 私はそのように問いかけをしたのは、この報告書の中にアンケートを中心とした考察というふうに記載がございましたためにお伺いしているわけでございます。

そこで、一番このアンケートの中で大きなインパクトを占めるアンケートの問9・12に、これは小中学校の児童生徒が今後さらに減少する、どのようなことが望ましいかというふうに聞いているんですね。小学校と中学生の児童です。そして、1番は、1番の答えは、アンサーが、適正な児童生徒を確保できない場合でも現在の学校のままでよいと。2つ目が、学校を再編・統合し、適正な児童生徒数を確保すると。3番が分からない。4番がその他というふうなアンサーになっているのです。

それで、小学校に関しては、学校の再編・統合が50.2%というふうな回答率です。そして、そのままでよい、現在の学級そのままでよいというのは34%です。そして、中学生等、学校の再編・統合が51.6%が、再編・統合したほうがよいと。そして、そのままでよいと、現在の学校のままでよいというのが29.7%なんですね。

そこで、教育長にはこの数字についての受け止め、分析についてはどのようにお考えだったのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） このアンケート調査で得られました結果につきましては、そのとき在籍していた児童生徒の保護者並びにこれから就学する児童を持つ保護者を対象に調査をさせていただきました。そのときにお示ししなかった等の資料が今、資料を基に今、検討しているわけですけれども、例えばのお話で申し上げますと、荒浜中学校ですけれども、令和15年に全校生徒24名になる予定です。それから、吉田中学校においては、令和16年には全校生徒が17名です。1年生は3名しか入りません。

そういう資料を基にして考えていくと、確かにアンケート調査では、住民の方、それから保護者の方の意見、50%の方が再編・統合またはほかのパーセンテージで現在のままでよいとする保護者もおりますけれども、やはり長期的な展望に立てば、果たして全国生徒が30名の中学校で集団活動が成り立つのか、子どもにとってどうなんだということを考えた場合、それらを含めて今検討しておりますので、全

くそのアンケート調査を無視するという形じゃなくて、もちろんそういうお考えを重々承知しながら、案が出来上がりましたらば、この部分の生徒数も含めて、地域に出向いてきちんとお話をする、そういう方向で今考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 補足いたしますと、今、賛成とそうでないというふうな数値が出ておりますが、その現状のままでいいというような数値に、3番と4番と分からない、その他を加えると、ほぼ拮抗するんですね。つまり3番、4番というのについては、分からないとかその他になるのですけれども、消極的な再編・統合への意思表示というふうに考えた場合、陰が大きく分かっているなというふうな、このデータでは私も、そういった面から読み取れるのではないかというふうに考えました。

それで、次なのですけれども、教育環境の整備に関するアンケート調査には、望ましい学校規模の検討を行うと。学校規模の検討資料であり、検討結果が計画にはならないというふうにアンケート調査の前書き、お願いのところには記載されているわけです。しかしながら、この報告書には検討結果として計画と言える再編統合案が示されているわけなんですね、どう見ても。判断、方向性がしっかりと委員会として明記されているわけです。尋ねるときは、これはあくまでも検討するための基礎材料ですよというふうにお話ししているんですね。

しかしながら、この報告書には9年後に再編をすると、方向性はその再編・統合だというふうな明確な方針が記載されているわけなのですが、アンケート調査の条件とどう整合性を取っていくのかというふうなお考えをお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） まず、検討委員会は行政側の立場の人ではなくて、各地域の方の代表で集まっていたいただきましたので、その方々の検討した結果を、そのまま載るということは責任がそこに及ぶということでございます。町立学校ですので最終的な責任は町にございますので、報告書をまとめていただき、その段階で留め置きしたわけでございます。最終的な判断は町でありますので、検討委員会の方々に責任を負わせるということはないということで、議論を進めてまいりました。

また、アンケート調査の結果と、それをどう考えるかということですが、先ほども申し上げましたけれども、調査の結果を受けて検討はしますが、検討の結果、やはり児童生徒数が減少していく、それからアンケート調査結果の報告会

の中で、他市町村は既に学校再編について取り組んでいる、亘理町は遅いのではないかとのご意見も頂戴しました。

そういうところを受けて、教育委員会として責任を持って今後、学校再編・統合について、地域に出向いてご説明を申し上げるところだと思います。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 教育委員会のやはり危機感とか、将来に対する心配を払拭していくために物事を進めているというふうなことについては、私は当然理解はしております。そのやはり道筋については、私はやはり筋を通して物事を進めていくべきだというふうな観点から、先ほども申し上げたとおりお話をさせていただいております。

この項、最後なのでございますが、報告書の項目を見ていきますと、「はじめに」から始まって、8番の「最後に」でまとめられているのです、結び。それで、1番、2番、3番はいろんな諸条件、町の概要等をご説明して、そこからアンケートの分析・考察報告会となって、そこに町立学校の再編を進めるというふうの方針がどんと来ているんですね。

そして、5番にアンケート調査結果報告への審議経過、そして6番に、ここには時期年限を令和9年3月末日というふうになされていると。そして、7番に検討委員会の意見として、再編の内容は賛同を得た、進めるに当たり解決すべき議論として特に必要な配慮、これが1から9の項目に示されているんですね。それはやはり地域の方々のコンセンサスとか、学校を、残された学校をどうするとか、交通時間ですね、学校に再編された場合の交通時間とか、もろもろのやはり生活に密接に関わることを解決する事案として、配慮が必要な事案として1から9が示されたのです。

そして、最後に、ここに記載されている内容については、前段・中段・後段と分けますと、前段は地域にとって学校の存在が大きく、学校を再編するということがどのような影響を与えるか計り知れないというふうの前段で記載されています、前段で。

そして、中段には、定住人口の増加及び児童生徒の増加に向けた計画・施策が必要として、子育てしやすい町のPRが重要と、つまり併せて定住人口の増加について努力してくださいというふうには私は取ったのですが、このような記述があると。

そして、最後に、小中学校の再編を進める場合の解決すべき事項を提起しているんですね。教育委員会や町において学校再編の多様な意見に十分配慮した、熟慮した学校再編案が練られることを期待すると。学校再編案をやられると、というふうに結ばれているのです。

この報告書には、冒頭に再編の方向性の実施意義の結論がもう既に記載されているわけですよ。後段に問題点、解決課題にすべきことを後ろに、一番最後に載せているんですね。だから、結論ありきなんですよ、私が思うに。これらは同時に議論すべき私は重要事項だと思うんですね。この方向性は議論の上、総合的に判断すべきだと思うのですけれども、この件についていかがお思いでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 何度もお話ししますが、総合的に判断するのは教育委員会です。教育委員を交えた協議会でいろいろ検討して、最終的には町立学校ですの町長判断ということになりますけれども、報告書は報告書で受け取りました。これをベースにして中身を検討しているのが、今、定例の教育委員会の中で検討しているというところがございますので、その違いだけはきちっと押さえていただければなど。責任を持って今、教育委員会の教育委員が参加する会議の中で検討しているというところでもあります。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） いや、私も何度もお伺いするのですけれども、教育長、私はその部分をご指摘させていただいているわけで、この件に、この報告書について疑義を申し上げているわけではございません。教育委員会が事務局となって物事を進めたというふうなことについては間違いない事実でありますので、今からその点について（3）のほうでお話を申し上げたいと思います。

（3）番、今後、教育環境整備の議論の進め方と合意形成に向けた町民との話し合い、意見を出し合うプロセスについて考えをお伺いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 現在、教育委員が構成員となる教育委員会協議会において検討委員会の報告書を踏まえて、町立学校の児童生徒数や維持管理費、校舎や体育館の老朽化、地域との結びつきなど、改めて再編の必要性について議論をしているところです。

今後、教育委員会の基本構想案になると思います、作成し、再編の時期や方法、方向性をお示しし、合意形成に向け、住民説明会やパブリックコメントを通して、町民の皆様の意見を頂戴したいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 一番ここが山場の問題点だと私は思うのです。アンケート調査資料にもありますとおり、文科省では、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引というのがございますね。これには明確に、今教育長がおっしゃったような文科省での適正配置についての考え方並びに同時に学校は地域のコミュニティの核として地域の交流の場であり、密接不可分だと。同時に話し合いをなささいよというふうなことをはっきり明確に記載されているわけですよ。

あえて言わせてもらえば、やはり教育委員会のほうでは、この検討委員会に当たってこの辺の道筋、議論の仕方をやはり丁寧にアドバイスすべきだというふうには言いたいですけれども、それはあえて触れませんが、そごがなきよう、今後、この議論の道筋が誤らないように、そごがないように私は進めていっていただきたいと。であればこの議論に大きな反対運動が起きたらどうするのですか。そのためにも必要な事項だというようなことが、これ絶対前提としては必要な事項なんですよ、間違いなく。だからこそ文科省がこういうふうなことを言っていると。

だから、やはり道筋を誤らないように議論を深めていただきたいというのが私の今回の質問の趣旨でございますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 文科省のほうの学校再編に係るところの手引等にもそういうふうに記載されておりますので、改めてまずは協議会のほうで案を作成させていただいて、それについて地域に出向いて説明をさせていただく。そして、最終的な判断は町長の判断ということになると思うのですけれども、こちらのほうの考え方、児童生徒数の減少、あまりにもその減少幅が大きいというところも含めて、そして将来的に一番大切な視点は、子どもにとってどういう環境が必要なのかという視点です。教育委員会での視点というのはそこでございます。子どもが学ぶ、子どもが集団活動を通して得ていくもの、そういうところを保障するためには、どういう学校規模がいいのか、その視点で教育委員会は検討し案を作って、そして地域に出向いて説明をしてというふうな手順を踏んでまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 最後なのですけれども、アンケート調査結果報告会が4地区92名の町民が参加して行われて、その中をやはりご意見を一語一語、こう精読していきますと、再編・統合に多くの意見が出されております。情報のない中でのこの報告書の説明を聞いた範囲での不安が如実に表れているなというふうに私は思います。

学校再編は今教育長がおっしゃったとおり、私はそれは当然だと思いますよ。ただ、私が言っているのは、先ほどから何回も何回もお話ししているのですけれども、どれだけの多くの人に、この要綱にも記載されているとおりに広く意見を聴いたのかというふうなことが、私は一番大切なことだと思うんですよ。つまり学校再編・統合が町の姿を大きく変えていく歴史的事業になるわけです。物事を進めるに当たり、やはりこう広く会議を起し、万機公論に決するというふうな姿勢が必要だと思います。

このような案件は、意見が二分するようなことがあってはならないんですよ。議論の道筋をよく考え丁寧に言って、民意を最大限尊重し公平で公正な判断を行うというふうなことで、最後にご答弁をお願いします。

議長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 教育委員会のほうで案を策定し終わりましたら、先ほどお話し申し上げましたように、6地区に出向いての説明、パブリックコメント、もちろん案についても公表させていただいて閲覧もしていただく、自由にご意見を頂戴するというような形で、広く町民の方の理解を得ながら、この部分につきまして進めていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） それでは、大綱2番目に入ります。林地・農地等の太陽光発電施設について。

太陽光発電施設は、国が平成24年に開始し再生可能エネルギー固定価格買取り制度により全国で急速に普及いたしました。本町においても、町内の林地・農地等に設置されております。近年、太陽光発電施設は台風と豪雨による雨水・土砂流出、景観の損傷、雑草の繁茂などが懸念され、防災と自然や生活環境保全から施設の適正な設置管理が必要となります。このことにつきまして次の質問を行います。

（1）林地・農地等における太陽光発電施設の設置状況についてお伺いいたします

す。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ご質問の林地・農地等における太陽光発電施設の設置状況でございますが、町内の太陽光発電施設の設置状況につきましては、林地が13か所で7.93ヘクタール、そのうち大規模に設置している場所が2か所あり、上郡の山入が3.5ヘクタール、下郡の椿山が3.2ヘクタールとなっております。

また、農地につきましては、農地転用による太陽光発電施設を設置することになりますが、箇所数は町内全域で149か所、面積につきましては21.37ヘクタールとなっております。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 私も現地を踏破して調査いたしました。今ご答弁がありました逢隈地区、神宮寺、竹ノ花、袖ヶ沢、あと上郡ですね、大規模と、面積まではちょっと測ることができませんでしたので、メガソーラーなのかなというふうな感触は得ております。例えば事業者が設置もしくは設置した場合、町はどのようにしてそれを把握しているのかというようなことなのですからけれども。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） それに関しましては税務課のほうに答弁させていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） 林地のほうの太陽光発電の確認につきましては、家屋調査時の町内の確認の際に発見する場合、あるいは3年に一遍、航空写真のほうも更新しておりますので、そういった航空写真のほうで把握する場合もございます。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） そうしますと、現状ではソーラー発電の規模面積等については、今税務課長がお話しになったとおり、届出等がない限りはちょっと関知し得ないというふうなことになりますか。

議 長（佐藤 實議長） 税務課長。

税務課長（佐藤文行課長） はい、そのようになります。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） それでは、（2）番に入ります。太陽光発電施設の設置につい

て、防災と自然や生活環境保全の観点から町の見解をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 全国的に導入・普及が進んでおります太陽光発電施設におきましては、再生可能エネルギーによります発電を行うものでございますが、地球温暖化対策として脱炭素社会の実現をしていくためには、欠かすことができないものがあります。災害時は自主電源としても使用可能であるため、役立つものであると捉えております。

その一方では、地域住民の生活に影響が及ばないよう安全を確保するのはもちろんでございますが、景観及び環境面に配慮した上で適正に設置される必要があります、設置後においても適切な維持管理に努めていただく必要があると考えております。

いずれにしましても、太陽光発電施設につきましては、地域と調和が取れ共生できるような設置・運営・管理がなされることが大切であると感じております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 適正な設置、まさしくそのとおりであると思います。それで、太陽光発電事業につきましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が制定され、全国に急速に普及しているわけなのです。一方、全国のパネル設置の現状として、森を切り開き、斜面を掘削し、土砂崩れや水害、景観への影響が顕在化しているのは、これまた事実であります。

環境省の災害事例資料を見てみますと、のり面が崩壊しパネルが流出、台風による施設の水没、地域との景観、汚濁水、反射光トラブルが紹介されております。また、パネルの損壊からヒ素・鉛・カドミウムなどの有害物質の流出による環境汚染が心配されているわけであります。

そして、事業者の撤退・倒産による施設放置が発生、既にいたしております。電力買取り終了後の施設の放置や不法投棄が懸念されているわけであります。

このような全国的に太陽光発電事業の問題が起きているというふうなことについては、町長、ご認識なされておりますでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それにおきましては、私は仙台でも太白区の旧286号線で、大雨か何かの後にすごく、道路のほうまで太陽光パネルが落ちてきたとか、全国的にも最近、そういうニュースを耳にしておりますので、また残念ながら倒産された企業

等で大変な、そのような放置があったり、それは認識をしているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） そのような現状の中で、今現在、亙理町にも先ほど13.7ヘクタールほどの……9.3ヘクタールですね、設置されている、面積の太陽光があると。それが災害により太陽光パネル設置場所からの土砂・汚濁水の場合や、パネルの水没・浸水時の感電の危険があるわけなのですが、町民への現実の対応はどのように行っていくのか、現状で。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらに関しましては、町民生活課よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 町民生活課長。

町民生活課長（鈴木秀昭課長） のり面の崩壊による状況ということでございますけれども、実際に町民生活課においては、のり面崩壊によるということで、町民の方々から何かご意見・ご連絡をいただくということにはございませんで、雑草繁茂による管理の部分、そういった部分についてのみ対応したということはございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 現状では町民からの苦情・通報等がないというふうなことであるというふうなことは、私も認識いたします。今のご答弁ですね。

それでは、（3）番なのですが、太陽光発電施設を事業者が設置する場合、町の対応及び指導ですね、今度は。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 太陽光発電施設の整備や設置に関しましては、面積、施設規模、整備内容によって、様々な許認可の手続がございます。これらの全ては、国、県への手続となっております、町が許認可を行うものではなく、必要な届出を受理すること、また県への進達を行うといった対応をしているところでございます。

なお、指導の面におきましては、設置後の、先ほど町民生活課長よりもお話がありました、雑草繁茂状態にある施設につきまして、所有者の方に対し適切に管理していただけるよう通知を行うといった対応をしております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 今のところは自助努力というふうなことで、ある一定規模については県のほうに届出を出すというふうなことくらいしかないというふうなことであるわけなのですが、そこで今、亶理町には亶理町開発指導要綱ってございますね。これは無秩序な開発の防止、均衡ある開発、住みよい生活環境づくりと、ここには防災、自然環境・生活環境との調和というようなことにもなるのですけれども、この指導要綱に基づき指導はできないものなのですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しましては、都市建設課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美課長） 開発指導要綱におきまして、太陽光の施設は建物ということになっておりませんので、要綱上、該当になる施設とはなってございませんので、指導とかはできない状態でございます。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） そうしますと、構築物としても取られなくて、建物がなければ、この要綱には該当しないということですね。

それでは、次なのですが、というふうな今、お話をお聞きしましたが、土地の有効活用というのは、当然事業者の権利は尊重されるべきであると思っておりますけれども、現状、全国的にも宮城県でも、その環境への影響・配慮、そして事業者の一定の説明責任というふうなことが言われて、住民の反対運動なんかも起きているわけなんですよ。

だから、事業計画への住民への説明はチェック、町としての地域住民への意向反映を、反映する仕組みというふうなことについては、つまり安全を守っていくための施設というようなものは十分と考えておられるのですか、町長。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 昨今、様々な地方自治体においてこの問題が提起をされているわけですが、特に一部のいわゆる条例というものを制定したりしてやっておりますけれども、本町において条例を制定するかどうかについて考える部分はあるかもしれませんが、そういうことを考える部分というのは多々あると思うのですが、現在、県のほうが10月1日に宮城県の条例を制定をされますので、その効果を

見ながら、今後、町民生活に県の条例のほうで対応できるのであれば、それでやっ
ていけばというふうに考えているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 今回の県の条例というふうなお話があって、10月1日に施行される
というふうなお話がありました。これも大きな前進だなと思います。しかし、こ
れは出力50キロワット以上の施設規模になるわけなのです。どうしてこういうふう
な背景があったかというのは、今まで県のほうではガイドライン、国と同じような
ガイドラインでその指導をしてきたわけなのですが、その設置計画の5割から6割
ぐらいしかその届出がないと。やはりどうしてもお願いベースだというふうなこと
からいろいろな問題等が山積している現状を見て、条例化を進めたと。

それで、50キロワット以上が対象のため、50キロ未満、10キロ以上50キロ未満で
すね、これは対象外なんです。つまり10キロ未満というのは家庭の屋根につけて
いる、個人用ですね、それらは除外された10キロ以上50キロワット未満の発電事業
については、そのため、市町村で今、条例化が進んでいるわけなのです。

それで、7月31日現在、9市町が、名称はほとんど同じなのですけれども、自然
環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業と調和に関する条例というふうなも
のを制定しております。これは、今まで私が先ほどから述べておりました太陽光発
電事業者が周辺環境や地域住民の生活に及ぼす影響、災害のリスクなどを事前に事
業者が把握して、地域住民に十分配慮しながら施設を適正に設置・管理すること
により、地域とともに太陽光発電事業となるための取組、太陽光発電事業者に促すこ
とを目的とした条例になるわけなのです。

それで、この条例については、山元町についても条例化を進めるというふうな私
なりの情報が入っております。先ほど町長がおっしゃったように、本町においても
今後ますます増える、減るというようなことはなくて、増えることしかないわ
けなんです。そういったことも鑑みて、将来を見据え制定しておいて、しっかり
とした管理を促すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほど条例の話でございますが、県の条例が、先ほど議員のおっ
しゃったように、50キロワット以上ということでございます。50キロワットとい
うのはどのぐらいの面積を使うのかといいますと、500平米でございます。つまり20

メーター掛ける25メーター以上の開発は、今後、県の条例で対応するという形になりますので、その辺も含めまして、今後の県が出される、施行されるやつの運用状況等を見まして、ですから、そんな大きな面積ではないと。そういうのに対し、それ以上の面積に対して今度はかかっていくというふうに考えて、条例の適用になると考えておりますので、早急にするよりはその状況を見ながら検討していったほうがいいのではないかと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） この太陽光発電の事業者の方によりますと、このFITというふうな制度ができて、その当時は、この認可を受ける権利を事業者が持っているわけなのです。認可を取ることによって、設置するというふうな義務づけまではされていなかったというふうなことから、今はそのようなことにはなっていないのですけれども、権利の売買というような市場があるそうです。その認可を権利のやり取りで業者が取得して、それを、適地を見つけて設置するというふうなのがほとんど主流だそうです。

そのようなことから、とにかく山林が多い東北地方がどんどんこう、何ていうかな、設置場所として有望な地域だというふうなことになっているらしいというふうなことをございますので、今は大丈夫かもしれないけれども、今後、できてしまっただけからは大変いろいろな問題が生ずる前に、このような地域と共生する太陽光発電事業についての条例化を進めていっていただきたいと思います。

それでは、最後なのですけれども、（4）番、林地への施設設置について、災害時の土砂流出など危険区域として、ハザードマップに反映すべきと考えるが見解をお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 林地への施設設置に当たりましては、宮城県より承認をされました亘理町地域森林整備計画において定める森林・山林に設置する場合におきましては、許可機関であります宮城県の開発基準等に基づきまして、危険性等の観点について審査しているとともに、本町からも適切な土砂災害防止策などの意見を申入れをさせていただいております。

しかしながら、町内全ての森林・山林がさきに述べました対象ではございませんので、施設設置後の状況につきまして、地域の方々からの要望等も踏まえながら、

町と県及び宮城県砂防ボランティア協会が協同で実施をしております土砂災害危険箇所パトロール等によりまして現地の状況を確認しており、新たな危険性が認められる場合にはハザードとして地図に落とし込んで公表するとともに、近隣住民の方々に説明する必要があると認識をしております。

これまでのところ、そのような調査の結果を踏まえて新たに土砂災害警戒区域等に指定することとなった区域はございませんが、引き続き状況を注視しながら、安全で安心な生活環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 先ほど環境省の事例については、まがうことなき全国各地では起きている現状でございます。今町長がお話しになった話というのは一般論としては承りますけれども、現状としては果たしてどうなのかと。私も現地を見てきましたけれども、斜面は全て屋根になっていまして、その雨水が集中的に排水溝は設置しているでしょうけれども、集中的に下方に流れ落ちているようなのです。その容量がオーバーフローすれば、オーバーフローした水がそのまま下流のほうに流れていく、これは自明の理なんですね。

だから、現実にもそういったことが起きてからでは遅いと思いますし、現状を再度精査して、起きる可能性がある、当然雑草の繁茂もそうなのですが、そういったことから事前の町民への理解と注意喚起というのが私、必要だと思うのですが、そういったことについてはどのようにお考えですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまお話がありましたように、その点に関しては重々、その辺をよく調査をさせていただきながら、もし町民に不安があるようであれば、その辺を設置者のほうにお話をするとか、そういう部分はさせていただければなと思っております。

ただ、亘理町の地形上、設置をする人はほとんどが東側の斜面になって、太陽光はやはり朝、日の出から日の入りまで発電をするわけでございますが、東側斜面に設置した場合に午後からは発電しないような状況になっておりますので、ほかの地域で問題となっている、ほとんどはやはり南側斜面でございますので、そのような形ですごい大きな太陽光施設が今後できるかといえ、山林にできるかといえ、なかなかできないのではないかなと私は考えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦議員） 互理町はね、災害に強い町、防災の町を最優先の課題じゃなくて、大きな命題として町の姿をつくっておりますので、ぜひ防災としての危惧がある以上はいろんな点検をして、万全の体制を期して町政運営を進めていただきたいと思います。

以上で私の一般の質問を終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時40分といたします。休憩。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

議長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭議員 登壇〕

17番（鈴木邦昭議員） 17番、鈴木邦昭でございます。通告に従いまして、大綱2問、1項目め、コロナ禍で孤立しがちな妊婦を支援することについて、2項目め、防災気象情報の取組と専門家の活用についての、この2項目、質問いたします。

まず、初めに1項目め、コロナ禍で孤立しがちな妊婦を支援することについて、2点質問いたします。

1点目、本町において、令和3年度に母子手帳を交付した妊婦さんは何人いたのか、まず1つ。

それから、もう一つ、その妊婦さんの方々対象に、国の制度以外に本町独自でどのような支援をされたのか伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 令和3年度に母子手帳、母子健康手帳を交付した妊婦は、やはりコロナ前に比べまして大分、今現在は減っている状況でございます、159人でございます。

現在、町独自で実施している妊婦への支援としましては、母子健康手帳の交付の際、助産師や保健師が妊婦全員に対して面談を行いまして、妊娠中の過ごし方や出産時の相談に応じるほか、妊婦健康診査や妊婦の歯周疾患検査に係る費用の助成を

行っております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、人との接触の回避が求められている現状の状況の下で孤独や感染のリスクの不安を抱えている妊婦に対しましては、感染症対策を十分に取った上で電話や面接、家庭訪問を行っており、孤立や不安解消に努めております。

また、以前は母親教室や両親教室は産婦人科で実施されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、そのような病院等が人手不足であることから実施することが困難となったため、町主催でプレパパ・ママ教室を開催し、安心して出産に臨むことができるよう努めているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今、町ではそれぞれのこと、町長から答弁をいただきましたけれども、ホームページを見ますと、亙理町の妊娠に関する育児制度一覧ということで19件もありましたけれども、これはほとんど独自ではなさそうに私は見ましたけれども、こういった中でやはり妊婦さんに対して、独自ではないといたしましても、14回程度の妊婦健診費用が公費助成されております。妊娠してから出産するまで定期的に産院に通い健康診査をする際に……公費の補助で妊婦健診の一部公費負担してくれているというのが、この助成券というのがありますね。

それで、助成券は14枚、これは要するに14回できるということで、妊婦健診は基本的な検査で約5,000円前後、そして血液検査など詳しい検査をするとなりますと1万円以上の費用がかかると。そういうことで、毎回この診査で5,000円から1万円以上の費用がかかるのでは大変だということで、やはりこの助成券、これで妊婦さんは助かっているのではないかと、このように思っております。金額については各自治体によって違うということですがけれども、この件について現在、金額、大体どのぐらいなのか、本町ですね、その件伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの質問に関しまして、健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） 妊婦健診の助成ですが、計14回、議員おっしゃられましたように計14回の助成券を配付しておりまして、その助成額の上限として14回、合計で11万8,290円というような内容です。11万8,290円が上限額となっております。以

上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 結構な金額で助成されているなど、こう思いました。実は、先ほどからコロナ禍、コロナ禍と言っておりますけれども、例えばご主人の会社がコロナ禍で収入減であったとか、それからそういったとにかく厳しいという方も私は聞いたことがございます。そこに妊婦さんがおりましたと。さて、本町として、このコロナ禍による支援策、何か考えていたのかどうか、その件を伺います。

議長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） このコロナ禍で経済状況が悪化するというのは、妊婦さんの家庭だけではないということはまず申し上げたいと思っておりますけれども、その支援については、金品、お金とか物だけがコロナ禍の支援だとは私たちのほうでは考えておりません。

現在、町長の答弁にもありましたとおり、本来産婦人科で実施しているような教室等を町が主催で実施しておりますし、その中には専門職、保健師、助産師、歯科衛生士、栄養士も含めて、個々の状況に応じて親切丁寧な対応を取って、孤立の不安感とかを解消しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 確かにいろいろされているというのは分かりました。それはコロナ禍と限らず今までもやってきているんじゃないかと私はこう思っております。

2点目に入ります。妊婦の方々に対して、本町独自で金額を決定し、要するに金額を決めて、そして育児用品のカタログギフト券もしくはタクシー券を贈呈すると、こういうことについての考えについて伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 現在、本町におきましては、妊婦に対してのカタログギフト券やタクシー券の贈呈は行ってはおりません。妊婦に対しカタログギフトを贈呈する自治体の多くは、子育て世代包括支援センターが妊婦に対する相談のきっかけづくりとしまして、母子健康手帳の交付時や家庭訪問にて配付をしており、タクシー券については、妊婦健診やお産に係る入退院のときのために配付をしているような状況と伺っております。

確かに出産や育児用品を準備するためには費用を要しますので、カタログギフト

は必要な物品を選んで受け取ることができますし、タクシー券については、車の運転が出産が近くになるにつれ難しくなることから、妊婦にとっては喜ばしいサービスと言えます。

そのような状況でございますが、現在、亙理町におきましては、ご存じのように妊婦限定の支援ではございませんが、全体的な子育て支援策としまして出産後に給付する「わたりっこ未来応援給付金」、こちらは1人目は3万円、2人目、5万円、3人目以降は各10万円の支給を行っておりますが、既にそのようなことを実施しておりますので、支援の趣旨が重複することから、今回提案のありました妊婦限定のさらなる支援の拡充につきましては現在のところ見合わせたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 確かに重複するというかもしれませんが、今町長の答弁は、わたりっこ未来応援金ということで、第1子には3万円、第2子には5万円、第3子には10万円と、こういうことでやっているから、ですから妊婦さんにはやっていませんということかもしれませんが、私は妊婦さんに対してもどうしようかということを行っているわけであって、子どもが生まれるから、だからもうそっちのほうでいただいて買ってくださいと、ちょっとそこは私の質問とちょっと違うのかなと、こう思って聞いておりましたけれども、実は私、東京の立川、ここに妊婦届を提出された全ての妊婦さんを対象に保健師、助産師による妊娠・出産についての相談、それから子どもサービスを紹介する妊婦サポート面接、これを実施しているということで今、町長も言われましたけれども、亙理町でもこれはやっておりますね。それはいいのです。

それで、この妊婦サポート面接を受けた方は、市からのお祝いとして、ここの立川市からのお祝いとして、お好みで選べる育児パッケージ、要するに育児用品カタログギフト1万円相当、これを贈呈していると、こういうことでした。そして、現在もこれは実施していますということを言っております。また、コロナ禍におきまして、令和2年だったそうですけれども、タクシー等に使えるこの交通系ICカード、Suica、これを1万円分配付したと、こういうことございました。

この件については直接、私も立川市役所の母子保健係に電話で確認しました。間違いなくやっているということで、このように立川市でやっているわけですが、町

長、本町でもこのようなことを考えてはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほどお話は私のほうで答弁をさせていただきましたけれども、やはりサービスの内容が一部重複するということで、亶理町としましては先ほど言いました、未来っこの支援金、未来応援給付金、そちらをやっておりますので、それは多分立川のほうではやっていないと思います。そのように全てを網羅するということはできませんので、財政上もできませんので、亶理町におきましてはわりっこ未来応援給付金で対応してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 重複しちゃうということでね、なかなか厳しいと。本町でも今年に入ってコロナ感染者、増えました。去年は1年間で、これは河北新報社の統計で私、見ましたけれども、昨年1年間で134名でした。それで、今年8月のこの1か月、これは県の調査のほうで私、チェックしましたけれども、この8月の1か月間で約1,150人。これだけ感染者数が爆発的に増えていったわけです。

このような中でやはり妊婦さん、自分も守らなきゃならない、そしてまたそれ以上におなかの赤ちゃん、守らなければいけない。やはり必死に一日一日過ごしているのではないかなと、このように思います。

現在、コロナが感染拡大している中で、やはり外にも出づらい、先ほど町長も答弁ありましたけれども、やはり外にも出づらい方もいると思います。そしてまた自分での運転も、これはおなかが大き過ぎて運転が怖いというような方々もいらっしゃった、そういった方もいると私は思います。

それで、やはりタクシーを使って通院する、そこにタクシー券があれば、妊婦さんはやはりある程度はね、お金がかかる、ちょうど時期なので、タクシー券があれば通院しやすいのかなと、こう私は思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） その時期とかそういうのもあるかもしれませんが、やはりそれは都市部と、先ほど立川の話がされたのでその件の延長かなと思って今お聞きしておりました。都市部とこういう郊外、田舎ではまた大分違います。都市部であればもう本当、移動には車ではなく、自分が運転する車ではなく、タクシーであったりバ

スであったり電車であったりと。こちらにおいてはまだ自家用車を運転する方がほ
ぼ多いと思います。

そうしますと、やはりそこに差が出てきますので、必要とする、タクシー券を必
要とする方と、必要じゃないとする方の公平性に欠けると思いますので、現在のと
ころ、そのような実施をする考えはございません。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 一応妊婦さんに対しては、そういう形でじゃあ、こちらでいろ
ろ支援はしているけれども、それに対しては支援はできないと、こういうふうには
聞いたわけですがけれども、ぜひやはりこのコロナ禍においての妊婦さんのことも
やはり考えていただきたいなど、このように思っております。

2項目めに入ります。防災気象情報の取組と専門家の活用について質問いたしま
す。

まず、1点目、7月、8月の東北や北陸地方、また北海道まで、これを襲った記
録的な豪雨によって甚大な被害を受けたわけでありますけれども、宮城県でも7
月、大崎市では記録的な大雨で名蓋川が決壊しましたね。それで、住宅の浸水など
もありました。松島町ではあまりの大雨でこの警戒レベルを5に一気に発令したと
いうこともありました。また、土砂崩れも松島町でありました。南三陸町の国道で
道路肩が崩落、そしてまた利府町県道144号では土砂崩れで通行止めと。8月には、
青森県、秋田県、新潟県、線状降水帯で、これが発生して降水量、これが今ま
で以上の記録を更新したと。要するに、1日で1か月以上の雨が降ったと、こうい
うところがありました。青森県ではリンゴ農園、全滅に近いという農家もあったと
いうニュースも流れておりました。

これらの近年頻発する豪雨災害に備える上で、本町でもやはりさらに考えていか
なければならないだろうと、このように思います。そこで質問をさせていただきます。

本町と仙台管区气象台、平時からの連携について、具体的にどのようなことが行
われてきたのか、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 仙台管区气象台は、東北地方の気象官署を統括する管区機関とし
ての役割と、本町を含みます宮城県内を管轄する地方气象台の役割を担っておりま

す。それにより自然災害の防止・軽減、交通の安全確保などに尽力をされております。

本町では、災害の発生時や発生のおそれがあるときはもちろんのこと、平時の段階から「顔の見える関係性」構築のため、様々な場面で連携・協力を図っております。具体例を申し上げますと、定期的な意見交換会の実施や、地域防災計画の策定・修正に係る検討作業において、委員として入っていただいております。また、台風災害等における気象解説や振り返りなどを協力して実施をしているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 仙台管区気象台とホットラインを結んで、例えば私は今、町長、顔の見える連携を取っているとか、定期的な連携を取っていると、これは素晴らしいことをしているなと思いますけれども、やはり町長と仙台管区気象台の幹部の方々とこういう懇談も必要ではないかと、こういうことを思うわけであります。

そして、また先ほど顔の見える連携、これは非常に大切だと私は思いますけれども、この安全推進班と仙台管区気象台、この顔の見える関係をつくっているということを知りましたが、この今の町長の幹部の方との懇談というのはどのようになっていますか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 年1回程度でございますが、幹部の方々に来庁いただきまして、直接の携帯番号とか、そういうやつをやはり今後、様々な防災的な部分も含め、災害が起こったときはホットラインで常々幹部の方と連携を取れるようになっております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 確かに亙理町も大雨によって床上・床下浸水、そういった被害を受けている地域、あったわけですが、大雨が降ったときなどですけれども、各気象台ホームページで私、見ましたけれども、平時からの連携をとということで見ましたら、仙台、そういった中で亙理町も大雨が降ったとき、床上浸水もありました。床下浸水もありました。そういった大きな被害があったときは、仙台管区気象台のほうから何人かリエゾン派遣等があったのかどうか。この件について伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しましては、総務課長より答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） 今議員のほうからリエゾン派遣があったのかというご質問なのですけれども、結論から申しますと、災害時における気象台からのリエゾン派遣というのはございません。先ほどから気象台とのホットラインを常に結んでおりまして、担当者の方の携帯番号なりもこちらでも把握していますし、こちらの担当の携帯も向こうでもちゃんとしっかり持っておりますので、常に連絡を取りながらやっております。

実際の現地情報連絡員ということでは、本町の場合ですと、亙理警察署、あと消防署、あとは自衛隊ですね。それに加えて国土交通省の仙台河川事務所のほうから職員は派遣はいただいておりますけれども、気象台の派遣は今のところございません。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 2点目に入らせていただきますけれども、議長、よろしいでしょうか。それとも……（「いいです、どうぞ続けてください」の声あり）

では、2点目に入ります。本町の担当職員が防災気象情報を活用した研修を受講し、どのように取り組んでいるのか、この取組状況について答弁をお願いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほど申しあげましたような仙台管区気象台からの意見交換の場におきまして、併せて防災気象情報に関する研修を開催いただいております、主に防災担当職員が受講しております。

内容としましては、直近の災害における危険度の把握や警戒に関する情報発信の方法、段階的に発表される気象情報の種類や基準、海外での特筆すべき自然災害の状況や仕組みなどがあったものでございます。

それらの研修を受講したことによりまして、職員個人おのおののスキルアップにつながったとともに、地域防災計画や職員マニュアルなどの各種計画の策定や修正にも知見を盛り込むことで、本町防災体制のさらなる充実強化が図られているもの

と考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 確かにこの研修受講後の取組というのは、すごく非常に大事なことで私は思います。実際に災害が起きた場合、亘理町地域防災計画、あの分厚い本がありますね。あれを教科書のようにあまりにもこう、全部のことを言おうとしているのではないかなと思うわけですが、やはり大事なのはそのときその場その場の、例えばA4サイズ、このぐらいのサイズに、1枚でもいいと思うのです、担当職員に対してしっかりやってもらうようにしておくというのが非常に大事ではないかなと、こう思うわけですが、そういうわけでこのオペレーションレベルでの標準化のポイントといたしましょうか、これがポイントではないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そのように常々そうやって气象台のほうから言われました、そういう部分に関しては必要であるというふうに考えておりますので、今後もう少し踏み込んだ内容での研修になるように努力していきたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 減災と社会の防災力向上のためのこの活動が期待され、十分な意識・知識・技能、これを要するものとしてNPO法人日本防災士機構が認定した防災士の資格、これを持っている職員の方というのはいらっしゃるでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それに関しましては、総務課長より答弁させていただきます。

議長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） 防災士の資格ですが、現在の総務課のほうで実際の防災を担当している職員はもとより、本町の職員で7名の職員が防災士の資格を持っております。以上でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） ぜひこの7名の方、資格を持っているわけですから、いろいろ皆さんにまた教えてあげることもできるだろうと、このように思います。議員の中でもやはり持っていらっしゃる方が何名かおります。一応、ちなみに私も持っております。災害に対する十分な知識と、万が一発生した場合の対応知識を備えることに

よって、私たちの生命や財産に対する損害を大幅に低減させることが、これは可能であると。今後も発生するであろう巨大地震や大津波、また気象災害に備えて、減災と社会の防災力向上を目指し活動する、この防災士というのが、これからの日本に、そしてまた亙理町にも欠かせない存在と、私はこのように思います。

そこで、3点目に入ります。近年、地球温暖化などの影響で自然災害が激甚・頻発化中、気象専門家の役割はますます重要となっております。

こうした状況を踏まえ、気象庁は専門人材のさらなる活用に向け動き出したと、こういう報道がありました。従来、要件としていた育成研修の有無を問わず、全国の気象台のOB、そしてOGであればアドバイザーになれるよう要件を緩和したと、こういうことですが、本町でも防災対策をサポートし、災害対応の助言などを行う専門家、気象防災アドバイザーの活用についての考えを伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまご質問ありました気象防災アドバイザーの活用でございますが、平時からの気象解説や大雨などの防災対応時での気象状況の見通しなど、気象の専門家として役割を担ってもらうことが可能となることがメリットだと考えております。

また、現在の町の防災対応におきましては、仙台管区気象台とのホットラインにより、災害時はもとより、平時におきましても気象情報などの情報を取得することが可能となっていることから、これまで気象防災アドバイザーの活用をした実績はございません。

しかしながら、地域防災力の強化に向けて、我々は行政組織等による公助はもちろんでございますが、自主防災組織を軸とした住民の方々による自助並びに共助の充実が必要不可欠であると考えており、気象情報の正しい理解と迅速で確実な防災対応の実践は、地域防災力の強化において重要な要素の1つであると考えておりますので、気象防災アドバイザーの活用も含め、様々な分野の観点から防災に関連する知見を深め、職員及び地域社会、地域住民の防災力向上に関する取組などを引き続き実施をしまいたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 今お話を聞きますと、やはり気象防災アドバイザー、これはもう本当に必要だろうと私は思っております。この気象防災アドバイザーという肩書、

知る人は初めての方も多そうです。この方たちは気象庁の退職者など、やはり先ほども申しあげましたけれども、管区気象台のOB・OGで高度な知識を持った専門家、そしてまた地域によっては気象現象の特徴が異なるということで、地域の気象現象をよく知り、そしてまた防災対応を支援できる人材、国交省からそういった形で委嘱された方々ということであります。必要な防災対策についての助言ができ、仙台管区気象台との橋渡し役なども担うと、先ほど町長も言っておりましたけれども、そういった中でこの即戦力となる、私は人材だと、このように思います。

そして、この気象台のほうから段階的に注意報や警報、それから特別警報、こういった様々な気象警報が発令されたときに、このような情報をやはり町民の方々に分かりやすく伝えてくれる、そしてまた本町職員に避難指示命令のタイミングなど、この対応のアドバイスなどをしてくれると思いますけれども、一応電話等でやり取りしているとは思いますが、やはりこの現場にいてそういったアドバイスをいただくということ、これは非常に私は大事なことかなと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今後、この気象防災アドバイザーの方々の活用を含め、庁舎内で検討しまして、そういう方がいるのであればお願い、今後ぜひ活用を考えてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 年々被害が大きくなっている、この豪雨災害であります。実際に、近年のデータによれば年間雨量は増加傾向にあると。そして、また気候変動なんかによって水害のリスクが高まっているということでもあります。豪雨災害から身を守るにはいち早い避難が必要だと、そのために早期かつ正確な防災情報の取得が重要になると、私はこう思うわけでありましてけれども、気象庁のホームページを見ますと、あなたの町に気象防災アドバイザーをという、こういうのがありました。

その中に気象アドバイザーの分布状況というのを見ましたら、令和4年7月現在、ですから先々月ですね、現在で委嘱しているアドバイザーが110名、そしてまた活動実績のある自治体というのは20自治体、こういう形で載っております。そして、また宮城県は現地活動可能なアドバイザー、6名から10名、こういう形でいるということでございます。早い者勝ちかなと、こう私は思うわけですが、本町の

防災担当が2年か3年、もしくは5年ぐらいで変わっている、交代交代となっておりますね。そうなりますと、やはり知識が途切れて、そして次の人が分からないというようなことが、なった場合は大変だと思います。

ぜひ早期かつ正確な、この防災情報の取得をできる気象防災アドバイザーの活用、ぜひ本町でも、先ほど町長の答弁、いい方向の答弁でありましたけれども、やはり活用すべきと思いますけれども、最後、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほど答弁をさせていただきましたけれども、そちらのほうの検討は進めてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭議員） 以上で質問を終わります。

議 長（佐藤 實議長） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時15分といたします。休憩。

午後0時11分 休憩

午後1時15分 再開

議 長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、佐藤正司議員、登壇。

〔14番 佐藤正司議員 登壇〕

14番（佐藤正司議員） 14番、佐藤正司でございます。私は大綱1問、地域おこし協力隊の活動について、7項目を挙げてご質問いたします。

では、第1問、地域おこし協力隊について。

人口減少や高齢化等の進行が目立つ地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域おこし協力隊員に地域振興や地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図る目的で、亙理町に住民票を移動し30人の隊員が活動を行っておりますが、その内容と今後の方向性について伺います。

1項目め、実施主体が亙理町で活動期間が3年未満ですが、委嘱し約1年余りが経過いたしました。その現状と活動成果についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ただいまご質問いただきました、委嘱して1年たったわけでござ

いますが、その現状と活動成果についてお答えをさせていただきます。

亙理町地域おこし協力隊につきましては、昨年、令和3年4月に7名の委嘱から始まり、その後、随時委嘱をさせていただき、最終的には30名の方々に対し、亙理町地域おこし協力隊として委嘱し、ワタリトリプルシープロジェクトの活動に取り組んでいただいているところでございます。

現状につきましては、今年度に入って残念ながら8名が諸事情によりまして協力隊を辞職しておりますが、新たに3名を委嘱しておりますので、現在は合計25名で活動をしております。

昨年の活動成果につきましては、30名それぞれより活動内容の報告をいただいておりますが、コロナ禍で活動が制限される中でも創意工夫し、町の特産品であるリンゴの規格外品を使用したアップルパイの商品化や、スケーターによるスケボー教室の開催など、それぞれの分野におきまして特色ある活動を展開しており、成果としましては十分な結果と捉えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 回答としては、初年度としては十分な結果が出たということでございますけれども、活動内容や条件、待遇は、募集自治体により様々でございます。近隣市町村の状況でございますが、柴田町は27年から採用し現在3名、角田市は28年度から現在4名、村田町は令和元年度から現在3名、丸森町が平成28年度からで現在26名採用して活動されているということでございます。

亙理町で任命された地域おこし協力隊は他市町村と違いまして、アーティスト、サーファーなど、異色の方々が任命されております。委託型個人事業主、ワタリトリプルシープロジェクトについての活動が主ということでございますけれども、その、なぜ委嘱の方々が任命されたその理由は何ですか。また、去年ですと30名の分野ごとの活動状況についてどうだったのかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） その詳しい内容につきましては、企画課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 亙理町地域おこし協力隊につきましては、先ほど町長が答弁したとおり30名、昨年委嘱させていただいております。その中で7分野、それぞれ委

嘱しておりますが、その7分野につきましては、ワタリトリプルシープロジェクトを具現化するために必要な分野の方々というふうなことで、7分野の方から、7分野のほうから30名委嘱させていただいております。

おのおのの分野ごと説明申し上げますと、まずスケーターにつきましてはスケボーの普及・促進、またスケボー教室の企画・運営と、今現在、スケートボードパーク、建設中でございます。そちらのほうの設計・監修などに携わっていただいております。

また、サーファーにつきましてはサーフィンの普及・促進、あとまた世界大会等で亶理町の発信をさせていただきまして、あと昨年につきましては中学生海外派遣事業の代替事業といたしまして、町内の中学校に赴きまして実体験、海外生活の実体験などを中学生の方々に講話をいただいて、いろんな中学生のこれからのその人生の刺激になっているものと思っております。

続いて、アーティストとミュージシャンにつきましては、亶理町に実際住んでみていろいろな刺激ですかね、刺激とかインスピレーションというのですか、亶理町から受けたと思います。まず、アーティストにつきましてはそれらをアート作品に反映させていただいておりますし、ミュージシャンにつきましてはそのイメージした、亶理町のイメージしたものを楽曲に起こしていただいて、楽曲の制作あるいはその音楽活動での亶理町の発信というふうなことで活動をしていただいております。

続いて、クリエイターにつきましては、様々なその各分野の活動を通したものを映像に起こしてそれらを発信するとともに、各種イベントで用いますチラシとかポップ、そちらのほうのデザインをしていただいております。

あと、クラフトマンにつきましては、スケボーのセクションあるいはそのアトリエの制作、あと各ジャンルで使用するものを自ら作成して、DIYでのその活躍をしていただいたところでございます。

最後に、プロジェクトマネージャーなのですけれども、こちらのほうは各隊員と連携したイベントの企画・運営が主な役割でございます。誘客事業の推進、例えばその職などを体験させていただいてその誘客に結びつけるとか、あとカメラマン、あとは特産品を活用した商品開発などを行っておりますシェフなども、こちらのそのプロジェクトマネージャーのほうに分類されるところでございます。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） それぞれ何ていうのですか、プロジェクトマネージャー、アスリート、クラフトマン、クリエイター、サーファー、それぞれ活動されているということですが、地域おこし隊員の住民支援などの地域活動を行いながら、その地域への定着・定住を図る取組からすると、この件についての、この点についての住民からの声として、活動は十分とは言えなかったというふうな声が聞こえております。

そこで、実績のある丸森町の企画財政課に行って取組内容について聞いてきました。企画財政課関係としては、震災があったものですから復興支援建築士1名、まちづくりセンターに5名、企業研修班5名、子育て支援、子育て定住支援課、NPO移住サポートセンターに2名、農林課として農事法人に1名、直売所に1名、商工観光課については自分で起業する方ということでデザイナーとか、アトリエ、キッチンカー、そんな感じで訪問活動をしているというふうなことでございます。これらの活動は、丸森町はご案内のとおり過疎地域であるので、定住を目指して地域協力活動を行ってもらっているというふうなことでございます。

亘理町も2年に入ります。地域協力活動を行いながら地域から信頼される地域おこし協力隊になることを望んでいますが、この件についていかがですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ただいま佐藤議員のほうより丸森町の例を出されましてこの質問をいただきましたが、初めから亘理町と丸森町では全然違う考えでこの地域おこし協力隊が始まっております。どちらかというとなら丸森町以外でも、言葉は悪いですが、町の下請的な部分で働いていただいている地域おこし協力隊がいらっしゃる。

亘理はそういうものではなくて、あくまでも地域、自分たちの考えで、そして自分たちが能力を持っている、そういう人たちをその芸術であったり、スポーツであったり、アスリートであったり、自分たちでそれを強みに地域おこしをしていく。ですから、全然初めから考えが違いますので、その辺はご理解いただきたいと思っておりますし、ですから全然そういう意味で今回、昨年度30名をお願いしましたけれども、オーディションと申しますか、募集人員は七十何名……80名の募集人員で、そのうちから30名。ただ、残念ながら、特にクラフトマンであったりクリエイ

ターという方々が、やはりその上を目指して海外に行ったりとか、そういう人たちもいらっしやいますので、残念ながらちょっと欠けてしまった部分はありますが、今、自分たちの持っている特色・特性を生かしながら地域おこしをしていくという部分がありますので、初めから3年間ここで生活をしてそのまま暮らしを続けていくというような、今役場の仕事の下請的な仕事で暮らしていくという部分ではございませんので、それをもって、自分の特色を持って暮らしてまちづくりをしていくというのが、今回亘理町が進めている地域おこし協力隊の制度でございますので、その辺は全然違うということをご理解ください。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） 地域おこし協力隊は雇用型と委託契約型、2つに分類されるわけでございます。亘理町の場合は委託型ということの採用でございますけれども、委託型の個人事業主の場合は、業務契約の契約書の中に活動規律を含めて契約するのが一般的なようでございます。働き方としては、委託型はフリーでございます。そういうことでも地域おこし協力隊の性質上、地域との信頼関係があって成り立つものなので、一定の行動規範などについても注意してねという総務省からのお達しが来ているかと思えますけれども、行動規範等の活動規律、勤務時間、委託契約に定めて契約をされているのかお聞きをいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しましては、企画課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） まず、委託契約先であるワンテーブルと町との間で地域おこし協力隊支援業務実施計画書、また協力隊一人一人の年間活動計画を提出していただいているところでございます。それらとは別に、毎月の活動報告書を別に頂いているところでございます。また、今度は委託先のワンテーブルと協力隊との間で個々に契約書を締結しております。その中にご質問の服務規程・規律などを盛り込んだ契約書を個々に契約しているというふうな形となっております。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） そこは一定の規範が定められているということで理解をいたしました。

それでは、次の2項目め、地域おこし協力隊員に地域振興や地域協力活動を行うということがありますけれども、地域住民との交流と地域課題の状況把握についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） では、ただいまのご質問でございますが、隊員は地域との交流を重視をしております、これまで地域のお茶っこ会等への参加や、亘理町農産加工推進協議会へ加入、リンゴ農家への摘果のお手伝い、亘理高校の生徒が作成をしておりますCM大賞のサポートなど、得意な分野で知識と経験を生かしながら地域交流に取り組んでおります。

そして、それぞれが交流の中から自分のスキルを生かせるものを見いだした活動を行っており、例えば規格外品で商品価値のないものに価値をつけ、少しでも生産者等の収入となるように商品開発を行っている方、またリンゴ生産者の収穫用のかごを作ってくれるところがないと聞けば、町内でかごを製作している方を探したりするなど、町内の人と人とのつながりの再構築に尽力する方など、交流から地域の実情を知り、プロジェクトの目的であります鳥の海エリアのにぎわいづくりにつながる取組や、人と人とのつながりによるコミュニティ強化の、そのようなことに取り組んでおります。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 今回答いただきましたように、リンゴ生産者の加工の手伝いとか、CM大賞の参加をしたりとかということで、あらゆる面で参加をしているということでございます。

ですけれども、住民からは、この辺の参加について何をしているのか分からないといった不満が、町民も多く持っていることも確かだというふうに思います。丸森町の場合は、地域住民との交流として地域イベントや地域の草刈りに参加して、地域おこし協力隊の理解と交流を深めております。このように積極的に地域住民との交流をして理解をしてもらう取組が必要であるのか、理解していただくのは必要ではないかということを思っております。この件についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 地域との交流、特に荒浜地区での交流がメインとなると思いますが、現在、震災前の荒浜地区を住民から聞き取りした上でモデルを作成し後世に伝え

る取組もトリプルシーの中では考えているようですし、そうすることによって、当時荒浜にお住まいになっていた方々、1軒1軒の方々ともつながりを持てるのではないかと、そのように進んでいくのではないかなど、私としては期待をしているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） いろいろと荒浜地区の模型も作ったりとかということで、今後の、2年目ということでございますので、今後の活躍に期待をして次の項目に移らせていただきます。

3項目め、地域連携を図る上でも、まちづくり協議会との関わりと交流センターを活動拠点にしては、についてお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） まちづくり協議会、そして交流センターの活動拠点という2つのお話でございますが、各まちづくり協議会に対しましては、協力隊との交流について説明・周知をしており、既に亙理地区まちづくり協議会では連携をしております。

今年度新規事業として、協力隊の新たな発想や考え方を積極的に取り入れた軽トラ市を11月に計画しておりますので、皆さんもぜひご来場いただきますようお願いいたします。

また、今後につきましても、協力隊のほかのまちづくり協議会や各種団体が行うにぎわいをつくる活動への積極的な参加を促してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 個人事業主というふうな委託契約の場合になるわけですね。基本的にはオフィス、事務所がなく、自分の居場所、固定席というのはないのがこの個人事業主であり、オフィスで自席がないことによって、コミュニケーション不足になりやすいのがデメリットだというふうに言われております。失敗例として、いきなり地域おこし隊として田舎に移住してきて、地域に溶け込むことができずに挫折するとあります。

このように失敗する多くのケースは、地域おこし協力隊が地域の人々とコミュニケーションを取らずに自ら勝手にイベントを立ち上げ、他地域の地域おこし隊や一部の移住者だけで盛り上がるような学生サークル気分での体験イベント、こういう

方は全国に多くいるというふうに言われております。

そこで、再質問になりますけれども、OBの地域おこし隊のアドバイスとして、一日でも早く地域に溶け込み、地域の人々と共同作業をすることを推奨するとあります。地域づくりの魅力ある住民のニーズに応えるためにも、地域連携を図ることも必要であります。

京セラ会長の稲盛和夫さんが、現場で汗をかかないと何も身につかないというふうな言葉を発しております。述べています。町長は、亙理地区まちづくり協議会に入り活動している隊員もいるということですが、先ほどもちょっと言われたのですが、ほかの4地区のまちづくり協議会との関わりも含めて、交流センターを活動拠点として活動されることを再度検討されてみてはということでございます。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） この活動拠点を交流センターという話でございますが、活動拠点としては荒浜でございますので、そことの、そこから出向いて各地区まち協との連携というのはあると、できると思いますけれども、あくまでも現在のトリプルシープロジェクトの成果を出すために、今荒浜地区に事務所といいますか、あそこでやっておりますので、あと一緒に進んでいる場所もございます。その辺は活動拠点をそちらに移すということは考えずに、あくまでも荒浜から仮に吉田東部の交流センター、吉田の交流センターに行った場合、1人だけ行っても何にも分からないので、やはり何かあったときにたっと行って、何人かでいろんな専門家がいるわけですから、その人たちが合うものでいろいろと考えるというやり方が、そちらのほうがいいのではないかなと思っておりますので、拠点というのは考えておりません。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 多分管理棟を中心に集まってそこでやられると思うのですが、とにかく4地区、亙理地区以外に4地区あるわけですので、そこに出向いて、京セラの会長ではないけれども、現場で汗をかかないと何も身につけないということですので、その辺を十分考慮して今後、まちづくり協議会との関わりも深めていただきたいということを申し上げて、次の質問に入ります。

第4項目め、ワタリトリプルシープロジェクト事業との関わりについてお伺いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほども答弁をさせていただきましたが、現在の地域おこし協力隊につきましては、全員がワタリトリプルシープロジェクトで活動するために委嘱した隊員となりますが、鳥の海エリアのみならず、先ほど言ったように4地区……5地区ですね、まち協は。亶理町全体のにぎわいの創出のために活動を実施しております。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） ワタリトリプルシープロジェクト事業の一環として、にぎわい創出のために活動しているということでございます。ワタリトリプルシープロジェクトは防災事業が本業のワンテーブル、多賀城市がワンテーブル、あるわけですがけれども、手を挙げておりまして、亶理町が地域住民と策定した鳥の海エリアのにぎわい創出のコンセプトを基に、前に回答がありましたように、そのオーディションによって、スポーツ、ミュージック、アートクラフト、7分野等々で世界を目指せる若き才能を発掘、選ばれた候補たちは、亶理町で共同生活を送りながら技術を磨き、それぞれの分野でナンバーワンを目指して活動を行うなど、様々な企業・団体と連携しながら、震災地の亶理町沿岸部に活動のためのインフラ整備をすることと、ホームページ、ワタリトリプルシープロジェクトのホームページに記載されております。

このように世界を知る様々な分野でのプロデューサー、アート、地域住民と策定した、亶理鳥の海エリアのにぎわい創出のコンセプト、発想・概念・構想ということですかね、コンセプト効果は出てきているのかお伺いをしたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 昨年から、昨年が一番早い方で昨年の4月ですから、約1年半近くたったわけですが、先ほどから申しているように、これに関しては徐々に始まってきているのかなと。そういう部分をやはりもっと具現化して、町民の皆様に見える化していければ、町民の皆さんもご理解いただけるのではないかなと、思っているところでございますが、先ほど企画課長がお話ししましたが、スケボーパークも今年中には完成する予定になっておりますし、そうしますとまたにぎわいという部分ではまた変わってくるのかなと感じております。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） トリプルシープロジェクトの中ににぎわい創出というふうな形

で、9月4日にC-SOUND FESTIVAL、ゼビオアリーナでの豪華アーティストのステージがあったわけでございます。まず成功されたのか、そしてなぜ仙台で開催して、亶理町で開催すれば交流人口の拡大、さらには経済効果が図られると思いますけれども、この点についてちょっとどうでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今回のC-SOUND FESTIVAL2022、初めはやはり亶理町で、鳥の海で開催を計画をしたわけでございますが、警備上の都合によりなかなか難しい状況となったと聞いております。その詳細につきましては、企画課長のほうより答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） C-SOUND FESTIVAL2022につきましては、当初、荒浜地区での開催というようなことで、ただいま町長が答弁したとおりでございます。ただ、準備期間があまりにも短い期間だったために、荒浜地区での開催は断念したところであり、次に模索したのが町内の公共施設での開催というふうなことを模索しましたが、議員承知のとおり、かなり大物と呼ばれるようなアーティストミュージシャンの方々が当日、公演を行っております。あの方々を収容できるような公共施設、残念ながら亶理町には存在しないために、常磐線沿線、沿いというようなことで長町のゼビオアリーナをお借りして実際には開催したところでございます。

交流人口の拡大というようなことで、まず経済効果につきましては亶理町で行ったものではございませんので、直接的なその経済効果は期待できませんけれども、交流人口の拡大という意味では、来場した亶理町民の方にいろいろ私、お話を伺ったところ、この長町で開催する、その亶理町関連イベントについてどう思いますかというふうなことで質問したところ、とてもいい企画だというようなことで、まず亶理町に来てもらうきっかけを、あの仙台の長町でつくった。そして、来場者も初めの頃のスケジュールでいくと、あまり知られてないミュージシャンの方の公演だったので会場もまばらだったのですけれども、午後3時頃が八代亜紀さん、そこから大物のミュージシャンの方が公演したのですけれども、その際は会場はもうほぼほぼ満員に近い状態というふうなことで、亶理町をPRする大きなそのきっかけになったものというふうなことでは、イベント自体の評価は盛会裏に終わったという

ふうな評価をさせていただいております。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） 準備期間が短かったということで大変残念ですが、来年はぜひ、もし開催されるのであれば亙理町で開催し、にぎわい創出をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の5項目めですね。委託業務の荒浜地区観光ブランド・プロジェクト企画・実施状況についてお願いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 協力隊には様々なクリエイターがおりますので、その隊員の創意工夫によりまして目に留まるような映像・画像を作成し、隊員それぞれがSNS等でそれを活用しまして、町の魅力をPRしているところでございます。

例えばサーファーによる波乗りしている映像の配信や、ミュージシャンによる荒浜海岸などでのミュージックビデオの撮影公開など、各協力隊員が協力して動画等を作成し、鳥の海エリアを知ってもらうために発信をしております。

これまで町が構築しているネットワークとは別に、協力隊員が既に構築している新たなネットワークの中で発信することで、より多くの方に町の魅力が届けられると考えております。

また、先ほど答弁しました特産品を活用した商品開発における規格外のリンゴを使用したアップルパイは、大手百貨店のECサイトでの取扱いが決まっており、商品を通じて町をプロモーションしております。

これらの商品は荒浜横丁でも販売しておりますので、食の分野でも鳥の海エリアへの誘客を図っているところでありまして、今後も既存のもの、新たなもの、双方をつなぎ合わせながら、亙理町の魅力を最大限に発信しながら、誘客を図ってまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） 第5次亙理町総合発展計画の観光振興の確立の中に、観光交流拠点であるわたり温泉鳥の海を中心として、豊かな自然資源、歴史資源、農水産資源などを活用した観光リゾートの創出を目指し、民間活力を導入しながら競争による観光振興を図りますと記載されているわけでございます。この方針で観光ブランド・プロジェクト企画を推進しているのか、この方向性に沿っているのかどうか、

まず伺います。

また、今町長から回答にありました新たなSNS活用PRを発信しながら、世界に亘理町を発信していくことを目指すプロジェクト事業の夢は大きいかと思えます。町長、この現状についてどうお考えでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） もちろん第5次総合発展計画後期計画にのっとり、先ほど議員がおっしゃったような形でそれについて進めていっているわけでございますし、またこのSNSに関しましても、それも含め、あとユーチューブであったり、そういう部分、大変質の高いものができておりますし、見た方からは、亘理町ってああいふ感じだったんだと、昔の漁村、どちらかという漁村的な雰囲気からがらっと変わったねというような、私はお褒めの言葉もいただいておりますので、大分、やはりクリエイターとかそういう人たちがつくった映像を含めたものというのは大分違うんだなと実感をしているところでございますし、私たち以上に町外の方々の亘理を見る目というものが最近変わってきております。

そういう部分で、この間の8月の花火もそうございましたけれども、夏祭りもそうでしたが、やはり1回、もう1回復興が完了して、新しいまちづくりが始まっている、亘理に行ったら面白いという認識をお持ちの方が、町外にたくさんできてきていると、出ているというのは、私にとっても大変うれしいことだと思っております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 町外の目が変わってきているということ、それは大変うれしいかというふうに思っております。この観光地域ブランド支援事業が官公庁、環境庁かな、観光地域ブランド確立支援事業、町内、国内外から選考される国際協力のある高い魅力ある観光づくりを推進するために、地域の取組段階に応じて観光地域ブランド確立支援事業について、地域独自のブランド確立を通した日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援する地域独自ブランド確立、これは基盤づくり支援として上限500万円、また地域ブランド確立支援ということで補助事業の4割が補助をするというふうな事業があります。

この事業を活用しましてよりよいプロジェクト企画をするべきというふうに思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） ただいまお話がありましたブランドを確立するための補助金的なものは、あるとなればぜひそういうものも、まずどういう要件か等も調べなければなりません、その辺は見させていただいて検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） それでは、6点目、隊員の要件である、活動終了後も本町に定住し、就業または起業する方の支援体制についてお伺いします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 任期終了後の支援体制につきましては、地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内または任期終了の日から1年以内に活動中である、つまり任期終了の前、前年1年、そして終わってから1年ですね。本町で起業する方への起業に要する経費としまして100万円を上限に国の特別交付税による財政措置があり、さらに同様の条件でこれまでの事業を引き継ぐ方への事業継承に要する経費につきましても同額の財政措置がございますので、それらを活用し継続的な支援を図る予定であります。

議 長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

1 4 番（佐藤正司議員） 100万円の財政支援、それを有効に活用して行っていただきたいというふうに思います。地域協力隊の隊員にとってはメリットもございます。そして、町にとってもメリットの大きい制度でございます。任期中に地域活動に貢献していることはもちろん、終了後においてもその定住率は高く、全国で約6割の隊員が活動し、そこに定住をしております。

重要なことは、地域おこし隊を受け入れたら、受け入れた後のケアが大事であるということです。亘理町に住みたいと思ってもらえるように対応することが必要かと思えます。

丸森の例をまた出させていただきますけれども、委嘱されて自分の意思と違った、田舎に溶け込まなかった理由で退任される方も40名おられます。各自の活動報告書提出時に面談してミッションを確認し、相互の意思疎通を図って3年後に起業したり、事業者へ就業、それで定住している方が55%あるということで、一定の成果が見られることということでございました。

亘理町も面談を通して、3年後の自分について、起業家志望なのか、地元企業の

就職希望なのか、任期終了後の働き方は違ってくると思いますけれども、任期終了後の地域に残れるように面談で町との意思疎通を図るべきと考えますが、そこら辺についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまのご質問に関しまして、企画課長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 企画課長。

企画課長（宍戸和博課長） 地域おこし協力隊との面談でございますけれども、今年、制度導入してから1年半経過しております。これまで個人個人との亘理町としてのその面談という機会はなかったのですが、議員おっしゃるとおり、今後起業する方あるいは就業する方、その辺の希望はあらかじめ我々のほうで把握は必要というふうなことで考えておりますので、今月末と、あと10月にかけて、現在25名隊員おりますけれども、25名一人一人と面談を実施する方向で今、調整中でございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） そうですね、意思疎通を図るべく面談をして、定住化を図っていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の7項目め、今後の協力隊受入れ計画と方向性についてお伺いします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 地域おこし協力隊の制度趣旨であります、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方においては、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら地域力の維持・強化に資する取組であり、有効な方策と認識をしております。

今後、事業を継続的に推進していくためには、我々地方自治体がより意欲的、積極的に取り組むことができるような国の制度として、さらなる支援の継続・拡充が必要と考えますので、それらの状況を把握しつつ、事業継続についてワタリトリプルシープロジェクトの進捗状況と合わせ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） プロジェクトの進捗状況に合わせて制度を活用していくということの答弁でございますけれども、この制度は全ての地域活性化に関わる活動が認められる地域おこし協力隊制度であります。民間の発想によって地域活性化活動を活用して、先ほども地域ブランドとかいろいろ、農産物の加工とかというふうな取組をしているようでございますけれども、その地域ブランドや農産・地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民生活支援などの地域協力活動を行いながら、地域への定住・定着を図ることが必要かというふうに思います。

鳥の海エリアの活性化だけでなく、亶理町の課題解決の一助になるように、雇用手で会計任用職員など、この制度を今後も活用すべきであるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 現在は、荒浜のトリプルシープロジェクトを限定して今やっているわけでございますが、今後、やはり長い今後の亶理町のいろんな問題もあります。そういうのも含めまして、今後は委嘱型というような形を含めまして、柔軟に1次産業であったり、それを加工するものであったり、そういうのを柔軟に今後は検討して、続けてまいればというふうに思っております。

議長（佐藤 實議長） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司議員） 地域おこし隊はメリットも大きい制度ですので、全ての地域活性化に関わる活動が認められている制度であります。町の発想だけでなく、民の発想による地域活性化活動も、本制度を利用して官民連携事業として取り組むことも可能でございます。地域おこしやまちづくりの主役はあくまでも住民であることを認識しながら、この制度をうまく上手に活用し、地域の安定定住を図るように申し述べまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（佐藤 實議長） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

次に、6番、大槻和弘議員、登壇。

〔6番 大槻和弘議員 登壇〕

6番（大槻和弘議員） 6番、大槻和弘でございます。私のほうからは大綱2問、質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。私で5人目で、もう一方残っていますので、できるだけスムーズにやりたいと思いますので、ひとつよろしくお

願いをしたいと思います。

1 問目でございますけれども、A E D、自動体外式除細動器の利用促進について。

心臓に電気ショックを加えることで、心臓の拍動を正常に戻す医療機器ですが、心停止の5分以内で電気ショックが可能な場所にA E Dが設置されていれば、救命行為を行うことができるとされています。2004年より、救急救命士から一般市民のA E D使用が可能となり、全国的に普及するようになったが、本町も心臓突然死などの救命に対応するために、A E Dの普及と利用促進の取組を進めてはいかがでしょうか。

そのうちの最初の質問ですが、町内の設置状況はどうなっているのか。また、一般町民が利用できる体制と併せ、設置場所が分かるA E Dマップを作成してはどうか。お伺いいたします。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） A E Dにつきましては、庁舎をはじめ保育施設、教育施設などの公共施設においてA E Dを設置してございます。そのほかにも医療機関やスーパー、企業等にも設置されております。

現在、民間事業者等に設置してあるA E Dにつきましては町では取りまとめてございませんが、日本救急医療財団や亘理地区行政事務組合のホームページ内にA E Dマップが公表されておりますので、設置場所を確認をすることができます。

町としても、町民の安全・安心につながることから、亘理地区行政事務組合・あくま消防本部と連携し、A E Dマップの周知を図ってまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 具体的にもし分かればなのですけれども、町内にA E Dというのはどの程度あるかを、分かればお答えをいただきたい。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） この件に関しましては、健康推進課長のほうより答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） あくまでも登録の義務はないということですので、亘理地

区行政事務組合で把握している数字になりますが、亘理町内では現在77か所という
ような設置数になっております。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 77か所と、概算というふうなことでしょうけれどもね。私もA E
Dマップの、協会か何かで出しているやつを、町内の中に見ることができるのです
けれども、亘理町内の、それを数えると大体そのくらいの数字なのかなというふう
に私も思っております。

そこでなのですけれども、その77か所ある、例えば私の場合だと、逢隈に住んで
いますから、どこに近くにあるのかなというのと、例えばB & G、あそこなんかにも
あるわけですね。それは亘理町そのものが設置をしているのだと思うのですが、
体育館ということですから当然設置をしてあるのかなというふうに思うのですが、
例えばその際に、その近隣、例えば保育所もありますよね、それから普通の一般の
家庭もあるのだけれども、仮にそのところでちょっと心臓がおかしくなったという
ようなことがあった場合、いわゆるB & Gに行って、お借りをしてそれを使うとい
うのは可能なのでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 近くで、もしご自宅がB & Gの体育館の近くであったり、そうい
うことはもうとにかく、そういうのは使っていただいて結構でございます。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 今の分についてはね、これは公的な機関というか、町が持っている
ものですよね。それ以外にも、先ほど町長もお話しいただきましたけれども、例
えば介護施設であるとか、あるいはそういった民間企業で持っている部分もあるわ
けですよ。そういったものも、その近くのうちの方がそういうふうな先ほどのよう
な状態になった場合、借りられると、それを。そういったことができるかどうか、
そういう体制をつくれなのかというのが、最初私の質問だったのですけれども。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） それに関しましてはまだ、ちょっとそこまで私たちのほうでも検
討をしておりますので、民間業者の場合、やはり工場なんかで、それが工場なん
かで設置されていた場合に、従業員のためにだけに考えているところもあるかもし
れませんし、その辺も含めてちょっと庁舎内で検討をさせていただきたいと思いま

す。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ぜひ検討していただきたいというふうに思います。先ほど77か所ぐらいあるということで、大体5分以内であれば何とかできるということなので、例えば実際にあった場所から300メートル離れたとすれば、そして急いで走って取ってくるということになると、2分間くらいで行けるみたいなのです。そうすると5分以内で間に合うというようなことになるので、そういった対応もやはり今後考えていくべきではないのかなという。町で全部買って設置するという話ではないので、そういうふうな対応も真剣に考えてみたほうが私はいいのではないのかなというふうに思うのです。

大体1分間遅れると9%でしたっけ、そのくらい大変な状態になってくるというような格好になるので、死亡の確率が高くなるということなので、そういったことであれば、本来であれば、ですから全体を通して見て、それがちょうどまい具合に当てはまる場所に場所的にあればね、一番問題はないのかなというふうに思うのですけれども、その辺のことは今考えるというような、検討してみるということですから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど言いましたマップなのですけれども、実際にどこにあるかというようなことは分からないという人たちが結構いると思うんですよ。その人たちのために、例えば私がさっき言った、B&Gにあるかどうかって皆さん知らないですよ、恐らく。小学校とか中学校にもあると思うのです、恐らく。そういったことも含めて、そういうふうな使えるマップというものを作るべきではないか。ほかの、亶理町以外でも作っているところは幾らでもあるので、そういったことも検討していかげかなというふうなことです。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ぜひその点に関しましては、第三者も使えるところしか載せられないとは思いますが、検討してまいりたいなと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ぜひともちょっと検討をお願いをしたいなというふうに思います。

1つお聞きしたいのですけれども、各種スポーツ大会をやっていますよね、亶理

町でもね。いろんな行事をやっているわけですから、そのときに、あるいは野球場とかサッカー場とかあるわけですが、そういったAEDの設置というのは、あるいは使い方というのはどんな形になっているのか、お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） その件に関しましては、そういうスポーツイベント等を担当しております生涯学習課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） AED、外の施設につきましては、まず多目的広場につきましては管理棟のほうに設置してございますけれども、荒浜でいくとサッカー場、陸上競技場、あと野球場のところには設置はしてございません。

それと、あと互理地区にいきますと、都市公園野球場、テニスコート、外の部分、外の施設についても設置はしてございませんので、室内でやる、プールであったり、そういうところは設置してございます。という状況でございます。

また、大会、町が主催する大会、大きな大会でいきますと、マラソン大会とかございますけれども、そういうイベント時には、町で主催する分についてはAEDは必ず持って行って救護所、またマラソン大会に限れば、医師の方も頼んで、リュックサックにしょって自転車でそのレース中を監視していただいているというような方策を取っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 大会なんかは持っていているというようなことだと思うのですが、外でやる、その大会以外のところだと温度管理とかいろいろあるのかもしれないのですが、そういったことでやっていないのかなというふうには思いますが、大会というのは互理町だけでやる大会じゃなくて、例えば大きい大会もあるかもしれませんが、そのとき民間団体がちょっとお借りをしたいというような話になるとしたら、そういうことはできるのでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） そういう話があれば、予備で持っている分、貸出しはしたいと思っておりますけれども、課として持っているかといいますと、課としては持ってございませんので、そのときは相談していただければ何かしらの方策は取っていきなというふうには思っております。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ということでぜひ、そういうことも含めて考えていただければなというふうに思っております。

あと、最初のやつで最後になりますけれども、庁舎内とか学校とか体育館に置いてあるわけですが、実際問題、この訓練というのはどんな形でやられているのか。実際に物はあっても訓練しなければできませんよね、使えませんよね。だからその辺は。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらのほうは総務課長のほうに答弁をさせていただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） AEDの使い方も含めまして普通救命講習というのを毎年実施しております。それもあぶくま消防本部のほうからお手伝いをいただきまして、向こうの方の講師ということでの派遣でやってございます。毎年職員が20名から、15名から20名ぐらいずつ、2回ぐらいに分けてやっておりますので、毎年増えている状況でございます。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そうすると、今年は誰々というような格好で、分けてやっているというような格好だと思うのです。これも同じように、学校もそうなのですけれども、学校のほうもどんな形でやられているのか、これもお聞かせを願いたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 教育長。

教育長（奥野光正教育長） 各学校、プールの学習が始まる前には、教職員を対象にしたAEDの講習を行っておりますし、なお中学生については、保健体育の中でAEDについて学ぶところがございますので、消防本部等をお願いをして来ていただいて、子どもたちにも実際にAEDの操作について学習しているところであります。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ぜひとも引き続きお願いしたいと思います。本当にこれに慣れていかないと、実際は本当にどぎまぎしてどうしたらいいのか分からないという状況になるので、やはりそういうことはすぐに分かるような、そして場所についてもね、

分かるような体制に、やはり慣れていかないと難しいのかなというふうに思いますので、そういった意味ではよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目ですけれども、自治体によってはAED設置の条例を設けているところがあるのですが、本町の考え方はどうでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 町民の命を守るためには、AEDが多く設置されていることは非常に重要なことだと認識しております。現在、AED設置については特に義務づけはなく、市町村や民間事業者の自主的な判断で設置が進められてきた経緯がございます。また、登録する義務もないことから、設置状況を把握することも難しい状況でございます。

宮城県内で条例化している自治体はなく、他県にはなりますが、横浜市や茨城県、千葉県などでは、設置基準、設置義務施設登録などを条例化しております。条例化している自治体のほとんどが、県単位レベルの広域的な施策として条例化している状況でございます。

他県の事例にもあるように、宮城県が条例化することによりまして、AED設置箇所の把握はもちろんのこと、広域的に一律の設置基準、設置義務施設登録等が推奨されれば、店舗や企業等のAEDの設置がより進みやすくなることが考えられます。

今後は、機会を捉えまして県内全域で取り組むことができるよう、県に対しましてAED設置に関する条例の制定につきまして、亘理町として要望してまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 結構県でやっているところは確かにありますので、確かに自治体ね、亘理町が現実的かという、確かにそれはそうかもしれません。ですから、やはり県に働きかけるというのは非常に大切なことなのかなというふうに思いますので、ぜひ進めてほしいなというふうに思いますし、町としても当然、増やす方向というのはいいというふうに考えていますよね。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） はい、やはり先ほど言われたように、5分以内という部分、心肺停止から5分以内というので、それが一番の基準になっていると思いますので、そ

れだけ近くに多くのAEDがあるということが人命を救えるというふうに認識をしておりますので、多くのAEDが身近にあるということは、それだけ安全・安心なまちづくりの一環になるであろうと考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そうだというふうに思います。

それに伴って、3つ目の質問に入りますけれども、心停止後5分以内の使用を考えた場合に、設置場所を広げる必要があると考えるが、民間企業や行政区などにAED設置のための助成金などの支援をしてはどうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 一般財団法人日本救急医療財団によるガイドラインによりますと、AEDの適正配置の設置場所として、先ほどから何度も出ておりますが、心肺停止から5分以内にAEDを装着することが可能な配置が望ましいとされておりますが、本町のAED設置につきましては、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

今後、AEDを効果的かつ効率的に配備していくには民間事業者との連携が必要でございますが、設置場所の周知や、いざというときに使用できるための講習、専門業者による保守点検といった設置後の運用についてなど、課題も多くある現状でございます。

ご質問にありますAED設置のための助成金については、市町村以外にも、日本スポーツ振興センターや宝くじ財団が運営するAEDの補助金制度、あんしん財団の企業保険の加入者を対象としました補助金制度などがあり、これら補助金制度の周知を含め、町単独でのAED設置助成については、現段階として今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

先ほども議員おっしゃっていましたが、AEDは本体から流れる音声案内の手順に従って行えば誰でも使用できるようになっておりますが、AEDの使用の際には、併せて心臓マッサージといった心肺蘇生法についての技術と知識が必要となります。講習を受け、ある程度の操作に慣れていなければ、使用をためらう方が多いと思われまので、今後も亘理地区行政事務組合・あぶくま消防本部と連携をさせていただきながら、AED設置運用について積極的な周知を図ってまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 積極的にやっていきたいというようなことですので、ぜひお願いしたいのですが、私が思うのには、どちらかというランドマーク的なところがやはり必要なんじゃないのかなというふうに思っていて、例えばコンビニとか、あるいは郵便局であるとか、銀行でも置いてあるところはあるのですが、ないところもあるんですよね。そういったところに設置をしていくのもお願いをしたらどうなのかというような、そういうことからすると、この助成金が非常に効くのではないのかなというふうに思っているのです。その辺のお考えはいかがでしょう。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほど、やはりそういう形で少しでも多くの事業者の方にもご協力をいただきながら、そういう形になればいいのかなと。やはりスーパーとかコンビニとか、常々人が出入りをしているところでございますし、多分コンビニだったら同じ店に、いつも使う店が決まっている方が多いと思いますので、そういう方がここにAEDがあるというのを頭の片隅に持っておけば、いざというときにすぐそれが役に立つという部分があると思いますので、そういう方策も考えながら検討してまいります。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 1つあれなのですけれども、JRあるのですが、3つほど駅、ことというのは、JRの駅のところについているんですかね。ちょっと私、分からないので、もし分かるのであれば。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） これは健康推進課長のほうにお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰課長） そのJRの関係ですけれども、現状、先ほど言った登録義務がない観点から、その視点からいって、把握はできていないのですが、ただ、進められている、推奨されている施設には入っておりますので、現状は把握はできておりませんが、ある箇所には、仙台駅だったりとか、そういったものがあるというような情報は入っております。

ただ、今回の3つ、亶理町の中の3つの中にあるかどうかについては、申し訳ありませんが把握はできておりません。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 駅というところ、やはり一番、結構使うところですから、そういうふうな意味では、もしないのであればJRに要望するとか、何かそういうふうな対応をしていただければなというふうに思うのですが、あとそれと行政区の公会堂とか、こういった要望も実はあるのです。こういったところについてはどうなのかなというふうに思うのすけれども、こういったところも含めてその助成をね、今後、取りまとめてどうするかという方向性については決めるのかもしれませんが、そういったところもあるということなのですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しましては、総務課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 総務課長。

総務課長（齋 義弘課長） ただいま公会堂というお話がございましたので、総務課のほうでちょっと回答させていただきますけれども、AEDは先ほどからお話が出ているように心肺蘇生をするための器械でございますので、あれば非常に安心なもの、器具でございます。正しく使えばということが前提になりますけれども、ただ、公会堂、例えば公会堂に置きました、そのときに公会堂が閉まっていたといった場合は使えないわけです。

それで、一番の、先日このご質問をいただいた後に、消防のほうとちょっと話をする機会もありましたので聞いたところ、まずは何をすべきかという場合、こういった事故が起きた、目の前で倒れた人がいたといった場合は、まずは救急車を呼んでほしいと。一番最初にそれです。AEDを探しに行っている場合ではない。まずは救急車を呼ぶことが一番ですと。

それで、AEDがあれば一番いいのですけれども、もし分かる人がいれば、まずは心臓マッサージをしてほしいということもありましたので、そういったことも併用しながら、町民の皆様に優先順位なり蘇生法の重要性というのを今後、いろいろ町のほうとしてもPRしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 行政区の要望ということも確かにあるのです。ただそのために

は、先ほど言った温度管理とかいろんな保守管理が非常にあるので、なかなか難しい点はあるのかなと思いますけれども、ただ、こういうふうなところであるとすれば、いわゆる防災訓練とか何かやったときでも、そういうときも併せてそういうことができるとかね、いろんな面があるので、というふうなことではそうかなというふうなことと思います。

いずれこのAEDの問題についてはこれから検討されるということですので、ぜひともいい方向に検討していただきたいなというふうに思います。

AEDについてはこれで終わりますけれども、2つ目に入りたいと思います。町民のための健康増進の取組についてであります。

健康維持・体力づくりを目的として、町民からトレーニングマシンなどが利用できる健康増進施設の要望があります。第5次亶理町総合発展計画の生涯スポーツ振興の中に、スポーツ施設・設備の充実を図るとしてはいますが、具体的にどうするか。

以前、わたり温泉健康センターがあり、高齢者の健康増進施設として利用されていたが、震災後、再建をしていません。今後の構想である体育館建設まで、既存施設などを調査・改修の検討を行うなど、健康増進の取組をしてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 亶理町第5次総合発展計画後期基本計画の生涯スポーツの振興におきましては、誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、スポーツに関する多様な機会の提供に努めるとともに、スポーツ施設・設備の充実を図るため、町内の各体育館や海洋センター、野球場やサッカー場、テニスコートなど、既存施設の屋内・屋外スポーツ施設等の充実に努め、施設・設備の老朽化等に対応した改修整備を行うなどの計画推進を図っているところでございます。

また、現在、高齢者の健康維持・体力づくりの向上につきましては、健康増進計画「第2次健康わたり21」に基づきまして取り組んでいるところでございます。特に生活習慣病予防やロコモティブシンドローム予防のため、多くの人が無理なく日常生活の中で運動が実施できるよう進めております。

その具体的な実施については、身体活動量の増加や運動習慣の必要性についての知識や普及と啓発のため、各地域において運動講座の開設や、地域で継続的に健康

づくりや介護予防活動を実践する運動支援地域サポーターの養成・育成、その支援に力を入れ実施している状況です。

実際、コロナ禍においても、令和3年度のサポーターを運営する自主グループには、約180回の活動と延べ約2,500人の参加があり、一定の効果、そして地域への浸透が図られてきているのではないかと考えているところでございます。

トレーニングマシン等の設置につきましては、既存施設である体育館においてはスペースの確保が難しく、保健福祉センターにおいては、がん検診や特定健康診査などの総合健診を推進していくために全ホールを使用することとなるため、現時点で常時設置となる器具設置は難しいと考えております。

また、操作方法の指導、器具や施設の管理、インストラクターの人的配置など、多くの課題もあり、既存施設の改修なども含め、現段階では町によるスポーツ施設の整備は、費用対効果の視点からも効率的ではなく、健康増進の具体的な実施の実質的な優先度としてはあまり高くはないと考えております。

なお、議員の質問にありますように、スポーツ施設の整備を含め、今後もより多くの方が気軽に実施できるような先進事例等を調査・研究しながら、町民の健康維持増進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 先ほど私もお話ししましたがけれども、1つちょっとお聞きをしておきたいのは、体育館ですね、今後の構想で。これってどこまで進んでいるのか、まず確認だけしておきたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 総合体育館の建設という意味でございます。そこまではまだ話が進んでいる段階ではございません。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 本当の構想段階だということですよ。今回の質問はね、町内の方というか、ある会をやっている、これはスポーツのね、やっている方、女性の方からのお話をいただいて、今現在は生協の中でそういうところ、やるところがあるみたいなので、その中でその会というか、そこでトレーニングとかそういうのをしているらしいのです。今のそこが狭いということもあって、あとはその人たちの考え方、今後こういうことをもっとやっていきたいというようなことがあって、特

に女性、その方は女性だけれども、男性の方、特に退職をなされると男性というのは、女の人と違っていろんな方と色々なお付き合いをするということがないので、うちの中にばかりいるということがあるので、そういった方も含めて、これはトレーニングとかができる場所があれば、そういった方も含めて一緒にやって、そのことが結果としては国民健康保険も含めてよくなると、体も自分たちもよくなるということですから、そういったことを目的として今後ともやっていきたいというふうなことなのです。

ただ、実際問題、先ほど言ったように亙理町には場所がないというようなことで、あるのはどこにあるかといったら、岩沼とかですよ。岩沼とかにあるので、岩沼に行ってやったりもしているみたいなのです。ここにいらっしゃる方も何かそのトレーニング、岩沼まで行っている方がいらっしゃるようですけれども、そういったことがあるのでね、岩沼を使うというのも1つの手かもしれないけれども、岩沼の場合は、そういう意味では1日いて130円でしたっけ、町外からだと190円ということらしいので、非常に使いやすいというようなことがあるというようなことみたいです。

だから、そういうふうなことを考えた場合に、今お話の中では亙理町のセンターも含めて、できないという、どこもないのだというような話もされたのだけれども、私、平成28年6月議会の中で、私、齋藤 貞町長でしたけれども、その方に、前にあったわたり温泉の健康センターがあったんですよ。そこでそのときは温泉の利用についてだったのだけれども、高齢者であれば500円でなくて300円くらいで使えたのかな、そういったことがあつての質問をしたのです。

そして、そのときの町長の答えとしては、健康センターの役割の施設につきましては、復旧復興の事業のめどがついた時点で、1つ考えたらどうかなというふうに思っていますというような答えだったのです。今の町長ではないので、かもしれないけれども、現町長としてはどうお考えですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 確かにこの健康増進のための施設というものは、必要であることは認識をしております。ただ現状を見ますと、既存の建物内におきます、例に取りますと狭いということもございますが、あと今の器具というのは結構な重量物のトレーニングマシンとかがございますので、その場合、建物自体を改修というか、重

さに耐えるための改修であったり、あと体育館のフロアは今クッションがもう、ばねですかね、が入っておりますので、そういうところには設置できないと、いろいろございますので、それを考えると、残念ながら今のところはちょっと費用対効果部分で合わないのではないかなと。

やはり議員が申したとおり岩沼、そして角田にも施設がございます。ある程度立派な施設でございますので、そうしますとやはりそれより貧相なものを造った場合に、町民の皆さんからどのような、また無駄をしているんじゃないかと、やはり同等以上のものを今後考え、私としてはやはり総合体育館的なものを造るときに、それに併せて皆さんにご納得いただけるような施設にしていってほしいのではないかなと現在考えているところです。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 今お話もあったように、岩沼はビッグアリーナ、あとグリーンピアですかね、あそこのところに2か所あるんだよね。これって亙理町からどのくらい利用しているかというのはわかりますか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それに関しては、生涯学習課長のほうよりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春課長） どのくらい利用しているかは正直分からないところでございますけれども、岩沼市総合体育館、現在約1万6,000名ぐらい登録してございますけれども、その中で本町、亙理町の登録者数は1,738人という形でございます。

また、角田市総合体育館、この前も河北新報のほうに大きい記事が載っていましたがけれども、そこでは今のところ863名の登録者数のうち、98名が亙理町民だという形でございます。

あと、もう一つございましたグリーンピア岩沼につきましても、登録者数は1万434人、その中で亙理町が1,273名という登録者であるということで確認をしております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） そうすると、岩沼とかを合わせて、概算ですからね、分からないのですが、3,000人くらいになるのかなというふうに思うのですが、

そうすると非常にそういう意味では利用されているんだなというふうな気がするのです。であれば、さっき健康福祉センターとかはできないと言いましたけれども、例えば役場庁舎の1階のスペースというの、重量の関係で使えないのですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 1階の多目的ホールにおきましては、1月からですかね、もう3月中旬までは申告等で使いますし、常設で何かをするという場所ではないというふうに考えております。あと、選挙があるとあそこが今、期日前の投票所になっておりますので、その辺も含めますとなかなかあそこでの開設は難しいというふうに考えております。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 重量とか重さの問題ではないということですね、するとね。

それと、もう一つなのですけれども、であれば、こちらが使えないということであれば、私は1つ、これはどうなのかと思うのですけれども、例えばわたり温泉島の海、ありますよね。あその1階、恐らく使えるスペースがあるのかなというふうに思うので、あそこをホテル側をお願いする形になるのかもしれないけれども、あそこを使ってやって、そうすることによって、ホテルにとってもあそこ、あれですよね、温泉も使える、温泉の収入にも入るし、食事代にも使える。岩沼で使っているアリーナのところは、同じようにいつまでもいていいという話でシャワーまで使えるから、お弁当を持って夜、夕方までいる人がいるという話なんですね。こちららはもう温泉つきですから、そういうふうな意味では、ホテルにとってもプラスにはなるんじゃないのかなというふうに思うのだけれども、その辺なんかはいかがですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらに関しましては、商工観光課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） わたり温泉の1階というご質問ですけれども、現在施設のほうはホテル佐勘に指定管理でお願いしておりますので、まずそちらの意向も確認しないと回答はできませんけれども、温泉については本町の観光拠点施設という位置づけでございますので、そこに体力を増進する、また別の目的の施設を配置をす

るということは、現時点で難しいというふうに考えております。

ただ、1階のスペースがあるということなのですけれども、佐勘さんのほうでもいろいろ利活用方法を考えておられるので、そちらの意向も十分確認をしないと、何とも言えないところです。以上です。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） もちろんそうだと思うのです。こちらは佐勘さんに今現在やっ
ていただいているというようなこともあるので、そこが利用できるかどうかというの
を勝手にこっちで決められる話ではないので、ただ、1つの考え方としてはそういう
こともあるので、そういった考え方も1つ持てないのかなというふうな意味で
す。

だから、そこはそことして検討していただきたいと思うし、あるいはまた例え
ばトリプルシーをやっていますけれども、そのトリプルシーがあるので、あそこの
ところでコンテナ車を置いていますよね。あのコンテナ車を利用するという方法だっ
て私はあるんじゃないかと思うんですよ。いろんなことを考えていいと思うので
す、私は。そして、あそこは地盤を補強するとかしてね、それをやっているのも1
つの手かなというふうに思いますし、そういったことも含めて考えてみたらいかが
でしょうか。どうですか、これも。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 頭の中をフラットにしながら、ぜひ考えますけれども、本当に、
ただ、いろいろな目的、町の施設というものは目的があって全て造られておりま
す。目的外という部分もやりますとなかなか難しい部分もありますので、その辺は
ご了解を賜りたいと思います。

議長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） 私が思うのに、役場庁舎そのものはやれるところはないのだとい
うふうなことを言ったはずです。それで、結果として、何ですか、体育館という構
想もいつになるか分からないということです。それで、しょうがなくてほかの、皆
さん、3,000人くらいの人たちは角田に行ったり、岩沼に行ったりしているわけ
ですよ。

町民のことを考えるのであれば、私はもう少し頭を柔軟に考えてもいいんじゃない
かと思うのです。そこも含めて、ここは目的外使用だから駄目だとかというので

はなくて、そこも含めて検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そういう意味では、やはり検討はさせていただきます。庁舎内で検討をさせていただきますと、どのような形になるか分かりませんが、一番いいのはやはり総合体育館みたいなものを、一番造ればいいのですが、なかなかそこまで踏み込めていないというのが、構想段階から実施段階に踏み込めていないというのが実情でございますので、その辺のことはご理解を賜りたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘議員） ぜひお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（佐藤 實議長） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時50分とします。休憩。

午後 2 時 4 1 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 再開

議 長（佐藤 實議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、鈴木高行議員、登壇。

〔15番 鈴木 高 行 議員 登壇〕

1 5 番（鈴木高行議員） 15番、鈴木高行です。大綱2問、質問いたします。

初めに、6月11日、荒浜の鳥の海公園を会場に開催された花火大会について伺います。

広報あたりには、町内外から1万2,230人の観覧者が、国内最高峰の花火師が芸術花火1万3,000発を受けたのをと記されておりました。また、東北では初めての芸術花火と名を打って、観覧料を徴収しております。最低でも1人3,000円、その数に観覧者1万2,230人を掛けると、大体5,000万、5,000万円の収入を得た花火大会です。そのほか各企業からの協賛金も募って、相当の額を集めておると聞いております。

それにしても、相当の収入を得て開催された芸術花火大会であったが、何分当日の天候は最悪であり、観覧者も残念な思いで帰途に就いたのではないかと思わざるを得ません。この芸術花火大会が互理町にどんな恩恵をもたらしたのか伺います。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 6月11日に鳥の海公園を会場に民間事業者、株式会社グレートスカイアート主導によります東北未来芸術花火2022が開催をされましたが、効果としては先ほど議員がおっしゃったように、1万2,000人を超える来場者があり、本町のPRと交流人口の拡大はもちろんでございますが、今回の成功事例が鳥の海公園の全国へのプロモーションにもつながり、今後、ほかのイベント開催にも波及し利用促進が図られるものと考えております。

また、地域事業者とも連携し、当日の飲食出店では、地元業者を中心に15店舗で500万円以上の売上げがありました。これは残念ながら1万2,000人の胃袋を満たすものではなく、ほとんどがちょっと途中で売り切れになってしまったというような状況でございますので、材料さえあればこの倍近く売れたのではないかなと私は思っているところでございます。

近隣の宿泊施設は満室、コンビニエンスストアや飲食店・弁当店・鳥の海ふれあい市場なども売上げが増加したと伺っており、地域への経済効果も十分あったと思います。

さらに、積極的に地元の方々や学生にも運営やボランティアなどの参加をいただき、新たなコミュニケーションが創出されたと感じておりますし、開催地であります荒浜小学校・中学校の生徒を招待していただき、次世代を担う子どもたちに新たな芸術体験や夢を与えることができたものと考えております。

先ほど、1つ残念だったのは、天候とはいえ、あのような曇りというか霧が発生する無風の状態で開催になってしまったことは大変残念でございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 今もろもろ、交流人口が増えたとか、亙理町をPRしてもらったとか、鳥の海公園のPRになった、地域の商店が売上げが500万円以上あった、あと宿泊施設も満杯だと、地域ボランティアにも活躍、応援を頼んだと、コミュニケーションも取れたというようなことと、子どもに夢を与えたというようなことが、本町に対してのメリットというか、効果ですね、もたらしたものであるというような町長の答弁ですけれども、実際そうであっただろうか。

あの一晩でそれぐらいの効果があるように私は感じない。一晩だけですよ、それもものの2時間。ずっと何時間も前から来て待っていた人、そしてピストン輸送で運ばれて、会場で何時間も待たされた人、そういうことを考えると、実際にあの芸

術花火がね、その観覧者に対していい思いを本当に与えたのかと。俺はそう取らないんですね。考えられない。大変迷惑をかけた人もいます。中には、入場料を払わないで外から、要するにぺろんここというかね、そういうのを見る人も相当制限されたと。バリケードで中に入れないようにされたとか、行くところにも行けなかったとかというようなうわさも聞きました。

そういうものを考えると、町長が言った、もたらした効果だけがいいように見えるけれども、反対に逆の効果もあったと。そういうのも検証したかしないかを1つ伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 来場者数1万2,230人、関係者、これは含むという形になっておりますので、実質的には有料観覧者はもう少し少ないわけですが、当日、会場外にいた方も同じぐらいの人数はいたのではないかなと思っているところで。その一番の問題点は、やはり有料花火という大会であるということのPRがちょっと足りなかったのかなと。それは主催者との反省会の中でちょっと話をさせて、向こうからも話は出ました。やはり有料花火ですから、有料の方々を対象にした花火大会であるということをもう少し、来年度以降開催するのであればその辺もちゃんとやっていかなければならないなど。

ですから、先ほど議員がおっしゃったぺろんこ、それは対象外でございますので、やはり今回の花火大会は有料花火で、日本最高峰の19の花火師、19社の花火師の人たちが集まっている、そういう花火大会でございますので、その辺も含めまして全然ちょっと有料という部分がもう少しPRが足らなくて、有料以外の方は来られても会場の中にも入れないという状況というのを、もう少し事前より説明するべきであったというように感じております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 確かに初めから有料、観覧料を払った者しか入れないよ、あとのぺろんさんは来たって入れないというようない文句でやっていけば混乱は招かなかったし、二線堤とか堤防に上がって見る人もいなかったのかというような感じにはなったと思います。

実際にどのぐらい入るかは、会場のマックス、1万2,000ぐらいがマックスなのかな、それぐらいを想定して開いたのだと思いますけれども、やはりそういう入れ

ない方々が相当いたということは、その方々は見られるものだと思って来たのだと思います。どこからでもですね。それがバリケードで制限されたということになれば、見られなかったという、残念がっている人もいるし、確かに見られなかったのは見られなかったですね、雲かかってですね。

そういうことで、メリットはメリットでいいと思います。じゃあこの花火大会の実施まで、どのようなルートを経て亙理町開催になったのかを伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） ただいまの鈴木議員の花火大会はどのような経緯で本町において実施されたということですが、芸術花火は全国10か所で行われておりますが、開催場所の選定に当たりましては、会場のロケーションや地域の協力体制が大きなポイントであると伺っております。

鳥の海公園のすばらしいロケーションをはじめ、本町の地域振興や観光振興、そして復興からの発展を目指す姿に共感いただくなど、鳥の海公園のイベント会場としてのポテンシャルの高さや町の協力体制が評価され、本町での開催に至ったものでございます。

また、担当プロデューサーであります方が東日本大震災で、この方は北海道の方でございますが、荒浜地区の友人宅が被災した際に現地でボランティア活動をした体験も影響しており、震災から復興を遂げた荒浜地区を会場に多くの方々が笑顔になれる花火大会を開催したいという思いがあったことも大きな理由でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 確かに企業の方で、荒浜にゆかりの方、北海道で友人か誰かが亙理の震災を知っていて、亙理を会場に芸術花火大会を打ち上げるというような話をいただいたわけですね。そうした場合、企業とは亙理町は、会場も見ながら、ロケーションも見ながら、どのような打合せをしたのでしょうか。実際に開催するに当たっての打合せは、どのような打合せをして行いましたか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらに関しましては、商工観光課長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 開催までの打合せということですが、まず地元の

方々の調整というのが必要になりますので、実行委員会組織を立ち上げ、地域の方々にも実行委員会として参加をいただき、その中でいろいろ、交通規制の関係であったり、あとは花火の前に、先ほど町長の答弁にありましたけれども、飲食店の出店の関係、町内の事業者の方にも出店いただきましたけれども、こういった募集の関係ですとか、こういった部分についてまず話を進めていっております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 要するに飲食店とか地元の方々との協議をしたけれども、町としてそんな大きな1万2,000人以上も入るような、観客も入れるような会場の受入れ方として、町の準備はどうするか、どうすればいいとか、そういう打合せをしなかったの。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 受入れといたしますか、そういったものも含めて、そういった方々を受け入れる場合の交通規制のやり方であったり、あとは地元としてどういった協力をするかとか、そういったものも含めてお話をしております。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 今関本課長の言うくらいの打合せで、あの事業がね、あんなに人を集めてできるというのは不思議なんだね。もうちょっと綿密な打合せをしてやらなかったら、あんなに人を集めるということは難しいと思うのね。ただ単に町のほうへ出される情報提供としては、簡単過ぎるんじゃないですか。もしあそこで何かの事故があったとか、大惨事がもしかしたら、ガスボンベが爆発したとか、いろんなことだって想定されるわけだよ、お祭りというのは。要するにそういう最悪の事態を想定して打合せするものだと思うのだけれども、そういうことはなかったのかね。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） そもそもこちらの事業者については、全国の10か所で既に花火大会を開催しておりますので、ある程度のノウハウは持っています。ただ、今回亘理町で初めての開催ということで、亘理町荒浜については、そこは災害危険区域にもなっておりますので、例えば津波の注意報・警報が出た場合、最悪のことを考慮しまして、そういった避難計画はどうするのかとか、そういった面も含めて当

然話し合いはしております。

あと、人数についても当初は1万5,000人ぐらいを集めてやりたいというお話でしたけれども、初年度ということや地域の実情なども考慮して、今回は1万2,000、3,000、このくらいに抑えてやりたいということで、お話は企業側でこれまで全国10か所でやっているというノウハウもありますので、それに町のほうでもふるさと夏まつりなど、地元での祭りである程度多くの人数を集めた実績・経験もありますので、お互いそういった意見を出しながら今回の花火の実施に臨んでいます。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 3番目に入りますけれども、この荒浜芸術花火大会の実行委員長、これ、山田町長がなっていますが、この事業の結果報告等は実行委員長として受けておるのか、おらないのか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 事業実施が6月11日でしたが、7月26日、1か月半後になりますが、株式会社グレートスカイアートのプロデューサーが来庁しまして、事業報告を受けております。内容につきましては、警備・運営・輸送・飲食・お客様アンケートなど、関係者との反省点をまとめ、次回開催に向けて改善点などを含めた事業報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

収支に関しましては、精算が完全にはまだ終了していないため概算での報告となりましたが、赤字になると伺っております。

以上、そのような関係でございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 精算は幾らと言ったのですか。概算で。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） では、ちょっと内容のほう、収入が、チケット収入が4,700万円ほどでございます。協賛収入が1,100万円ほどでございます。合計で5,800万円ほどになります。

支出につきましては、概算でございますが6,400万円ぐらいの支出でございますので、収入から支出を差し引きまして約600万円の赤字と、初年度開催ということで予算が見えない中で行った結果、保険料・仮設経費・シャトルバス、そして警備

費等、増加になってしまい、駐車場借り上げなどのコストが膨らんだために600万円ほどの赤字になったと伺っております。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

1 5 番（鈴木高行議員） 収入の合計が約5,800万円ほど、大体これ、観覧料の収入がこのぐらいになった、あとは協賛金とかでこのぐらいになったということですがけれども、相当の大きな金額の事業だったと私は思います。亙理町の荒浜の花火大会はこのぐらいかけたら大変なものだと思えますけれども、このぐらい金集めて来年もやるというような話ですがけれども、さて、できるものでしょうかね、この600万円赤字を出して。まあいいけれども、企業さんが持つ赤字だからそれはそれでいいのですけれども、亙理町としての協力したものは何、どんなものを協力したのでしょうか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） そちらに関しては、商工観光課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 町の協力としましては、会場で使用した鳥の海公園を、こちらの使用料金を減免をしたというところと、あとは会場までの送迎バス、これはシャトルバスで使ったのですけれども、役場の駐車場、あとは工業団地、こちらは料金のほうは頂いておりますけれども、こちら、駐車場としてお貸しをしております。以上です。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

1 5 番（鈴木高行議員） では、ちょっと4番目に移ります。この事業は多額の観覧料や協賛金を得ているので、興行ですね、興行だと思います。採算は合わなかったかもしれないけれども、これは民間のやる興行で、もうかればそれは収入が入るのであって、興行というものに入るのだと思います。興行であれば、秋田でいえば大曲の花火大会とか、あとは長岡の花火大会とか、あれらも興行だと思いますけれども、いずれ河川敷でやっているんですよね、会場は。

ただ、亙理の場合は鳥の海公園を興行というものに使用させている。鳥の海とは都市公園であって、都市公園は公園使用料条例の規定がある。使用料を支払ってもらわなければならない。なおさら町民使用料でなくて興行使用料の場合は相当の金

額になると思います。これらをなぜ免除か減免か無料にしたのか、その辺を伺います。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 今回の東北未来芸術花火2022の開催につきましては、鳥の海公園内で行われることから、亘理町都市公園条例に基づき使用を許可をしておりますが、本町や宮城県、亘理町観光協会、亘理山元商工会などが後援している事業でもあり、主催者より提出された使用料減免申請書を審査した結果、当該事業はインターネットやユーチューブを活用し、本町を広くPRする内容が観光交流の活性化や地域振興に寄与している事業と判断し、使用料を減免をさせていただいているところでございます。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 確かに後援者には官公庁が入っているというのは、後から入れたのだと思いますけれども、初め、この企業はそういうところにアタックして後援になってもらったというような感じを受けます。確かにそういうのが後援者に入っていれば減免する、使用料を免除するというようなことであるが、公園は使用後どのような形になりましたか。退散した後の公園の形は。芝生の上。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） それに関しましては……。

議長（佐藤 實議長） 高行議員に申し上げます。芝生の件に関しては、明日改めて鈴木邦彦議員が質問しておりますので、この点は取消しして前に進んでいただきたいと思います。

15番（鈴木高行議員） 分かりました。じゃあそれは同僚議員のほうにお願いします。

では、次年度のことに、第5番目ですね、来年もこの企業、何ていう、企業の名前、ちょっと分からない企業なのですけれども、この企業が亘理町において芸術花火大会を実施する計画を持っているのですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） 事業者、株式会社グレートスカイアートのほうでは、次年度も継続をして実施したい意向でありまして、9月中に亘理警察署との警備等を含めた反省会を開催するとともに、地元実行委員会の実施結果を報告し意見交換を行った上で年内に次年度の計画の素案を作成し、町をはじめとする関係機関等へ相談を行う

予定と伺っております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） ちょっと先戻りますけれども、実行委員会を立ち上げるという
ような話ですけれどもね、何で企業が前面に出て、何々企業の芸術花火大会です、
後援として亶理町とか宮城県とかそういうところになるのなら分かるけれども、何
で企業が前面に出ないのですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） この事業を実施するように、なぜこちらに決まったかというので
先ほど説明をさせていただいておりますけれども、大きな部分におきまして地域の
協力体制というものがこの芸術花火、日本全国10か所で開催をしている、この花火
大会の大きな1つの特徴となっております。ですから、亶理町としましてもその成
功のためにお手伝いをさせていただきながら、みんなで一緒にやっという
実行委員会の形を取らせていただいております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） では、全国どこの花火大会も企業の名前は興行主として出さない
わけですか。ここの企業は。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） このグレートスカイアートという名前は、運営責任者等としては
出てくることもありますけれども、基本的には、亶理であれば芸術花火大会という
形で実行委員会制度をつくっていますし、ほぼほかのところでもそういう形でやっ
ていることになっています。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） グレートアート花火、芸術花火大会と名を打ってあれば、それに
後援するのが、亶理町は大々的に後援しても構いませんけれども、宮城県もです
ね。そのほうがストレートでよいものではないですかね。この人が皆全部実際する
のなら。この企業がやるのであれば。実行委員長なんていうのは町長になるべきじ
ゃなくて、この企業の社長になるべきじゃないですか。

議長（佐藤 實議長） 町長。

町長（山田周伸町長） そちらの流れ、今回の流れにつきまして商工観光課長よりお話を
させていただきます。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） 実行委員会の組織については、あくまでも開催地域との調整を図ることを目的にしている組織ですので、それが会社の方がやるよりも、今回は観光協会長の町長がなりましたけれども、地元の方に入って調整をしていただきたいということで、今回このような経緯になっています。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 企業側が地域、開催地域の人が入ってもらいたい、入るのはいいですよ。何も実行委員長にならなくてというか、企業が何でトップに出ないのかということ。後援の第1番目に亙理町があったって、それは何も悪いことはない。何で企業の、そのグレートアート何とかの社長がいつも前面に出て芸術花火大会という名でやれば、テレビで宣伝しようが、新聞で宣伝しようが、亙理町の広報で宣伝しようが構わないんじゃないですか。何でこの企業、トップに出ないの。

議長（佐藤 實議長） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之課長） そちらについては企業の考え方もありますので、企業としては、できれば地域の代表である方に入っていたきたいということですので、町のほうからそこをどうこうお話しするものではありませんので、次年度も開催予定ということでございますので、そういった意見もあったということで企業側のほうには伝えていきたいというふうに思います。以上です。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 分かりました。じゃあ来年もやるようなので、その辺をよくね、企業がトップに出たらどうですかというような話をしてください。企業がやるので、金集めて。観覧料は企業が取って。花火は企業が打ち上げてだから。全部企業がやっていることだから。実行委員長がやっているわけではない。実際にやっているのは。ちょっと形がおかしいんじゃないかと。それはそれでいいや。そういうことがあるということはある議員から1つは提言しておきます。時間も時間だから。次に移ります。

2問目に入ります。学校再編の今後の対応についてですけれども、検討委員会から報告書が提出されたようなんですね。それで、各地区で懇談会、説明会か、説明会が開催されて、町長も設置者として出たのかな、説明会には出なかったのですか。町長は出なかったのですか。出なかったらどのような地域の対応だったかはち

よっと分からなかったんですね。教育長だけが出たんですね。

設置者としてやはりそういう地域の雰囲気というかな、どのような、この学校再編をするというような提案をされたら地域がどのような反応を示すかということ、そういうのも肌で感じるということは設置者として必要だと思います。その辺も今後あったら、何回もあると思います、多分。地域懇談会なんていうのは。

ただ、このように説明会を何回も重ねて行って、地域住民の理解が得られるので、保護者、児童生徒の身になって対応を考えていくべきだと、設置者である町長は思い、考えていくべきだと思います。

私、1つ提言しておきたいのは、得てしてこの地域の紛争の種になるのが、この学校の統合とか再編とか、そういうのがやはり地域の紛争の種になるというか、にらみ合いになったりする傾向があるんですね、どこでもね。どこの、他市町でも。亘理町でも以前にはあったと思います。

だから、この学校再編に伴うもの、学校再編イコール学区再編、提言ですけれども、学区を再編すると、そういう考え方も必要ではないかと思うのです。亘理町に中学校は4つあるけれども3つにしようと、学校をね。そして、学区再編をすると。亘理中学校を東西に分けようと。それで、東側の中学校には荒浜と吉田を通わせようとか、そういうね、学校再編イコール学区再編という考え方も、設置者としては1つ持つべきではないかと思うのだけれども、どうですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 今回教育委員会におきまして、将来を担う亘理町の子どもたちを育てるための将来的に持続可能な教育環境の検討が必要であると判断したことから、令和2年2月に亘理町立小・中学校教育環境整備計画検討委員会が設置をされました。この検討委員会では、教育環境、特に学校規模についての検討を行い、回を重ねること13回、令和4年5月に報告書としてまとめていただきました。

令和4年6月29日開催の教育委員会定例会において、検討委員会からの報告書の提出を受け、教育委員会として教育委員会協議会、これは教育委員の方々の会議でございますが、教育委員会協議会の場で正式に学校再編に係る議論が開始されると報告を受けております。

今後、教育委員会での学校再編に係る基本構想案を作成し、住民説明会やパブリックコメントを経た上で基本構想が完成しましたら、総合教育会議、こちらは私の

ほうも入るようになりますが、において議論を行い、町としての方針を決定をしたいと考えております。

先ほど議員のほうから、4校から3校というお話も、そういう案もあるというよ
うな、統合と学区再編によってあるというお話もありましたが、先ほどほかの議員
の方からの質問で、妊婦の方が頂く手帳の交付枚数が159という、昨年度は159とい
うことでございます。それだけ、159、それに双子とか、あと社会増とかあります
けれども、今、子どもたちの激減している状況でございます。159といたしますと以
前の亘理中学校1校の1学年の人数でございますので、それを3つに割った場合でも
1校当たり50人ぐらいですという、3つの学校だった場合ですね。それを考えま
すとどうなのかなというふうに、私の今の中では考えているところでございます。

議 長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 私は今、中学校3校の提案をしたのですけれども、やはり将来の
児童生徒の数、20年後どうなるかという、もう1校当たり100人ぐらいになるの
かな、大体、1,000人なら300人ぐらいになるんですね。そのぐらいになると思うの
ですけれども、それを交通手段、保護者の理解、子どもたちの目線での通学、考え
た場合、亘理の逢隈亘理線、亘理浜吉田線、ああいうのを境にして亘理中学校を東
西に分けるとか、それで東側については、吉田地区の分と荒浜地区の分を通わず、
通学させるとか、いろいろな方法というのは、検討委員会から出てきた案ばかり
が案ではなくて、今後ともできる案というのは、もし町民からそういう要望が出て
きたり、そういうのも検討の中の1つだと思います。

我々議会からも出てきているわけですから、何も検討委員会で決まったからそれ
がもうすんなり通ると思つたらば、地域の反対が物すごい、5年後にはどうなっ
ているかも分からないかもしれないのだから、やはりその辺は柔軟な考えでいろい
ろな方法で理解を得られるような学区再編、学校再編を検討すべきではないですか。

議 長（佐藤 實議長） 町長。

町 長（山田周伸町長） 先ほど午前中の議員の方の回答で教育長も一部申し上げておりま
すが、令和14年度の亘理中学校、荒浜中学校、吉田中学校、逢隈中学校の令和14年
度、つまり今から10年後でございます、その生徒数、全校生徒数の予想を今私、
手元に頂いたのですが、亘理中学校が325名、逢隈中学校が256名、荒浜中学校、全
校生徒数が23名、吉田中学校が35名。荒浜中学校においては残念ながら1学年10人

もないと。やはりこういう荒浜中学校・吉田中学校程度のこのような少人数になりますと、生徒の人数によって教職員の配置も決まってまいります。

ご存じのように、中学校においては各科ごとに先生が違うわけでございますので、5教科、何科目あるのだからちょっとあれですけども、それからいうと3クラスのところにそんな多い先生がいないと。そうしますと専門の先生が教えられないという状態も発生をいたします。その場合の学力等どうなるのか。子どもたちの学力等を考えればこのままでいいのか。

その辺も検討しながら今後、ただいま教育委員会の教育委員の皆さんの中で検討いただいているところで、1段上がって報告書が出ましたので、それをさせていただいているところでございますので、その次に総合教育会議、それは私たちも入りますので、そのときに結論を導きたいと考えております。

議長（佐藤 實議長） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行議員） 確かに数字の上では今町長言ったとおり、30名とか35名とか、そんな感じの中学校になるけれども、それを解消する学校生活が、学習環境ですか、学習環境が複式学級になってなかなか大変だというような形になるかもしれませんけれども、やはりそれは何かの形で形を変えてカバーできるような学区再編ができれば解消できるかもしれません。そういうものも十分考えて今後の学校の配置、学区再編、学校再編を検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實議長） これをもって鈴木高行議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告6番までとして、通告7番からの一般質問は明日行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實議長） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は明日午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時32分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西 山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 秀 一

署 名 議 員 小 野 明 子